

官報号外 昭和三十年七月三十日

官報号外		昭和三十年七月三十日
○第二十二回 參議院會議錄第四十三号		
第九 恩給不均衡是正に關する請願(二十九件) (委員長報告)	第十 行政機關職員定員法中一部改正に關する請願(一件) (委員長報告)	第十一 行政機關職員定員法中一部改正に關する請願(二件) (委員長報告)
第一〇 恩給法中一部改正に關する請願(二十八件) (委員長報告)	第十二 旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に關する請願 (委員長報告)	第十三 旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に關する請願 (委員長報告)
第一一 戰没者公務死節金拡大に関する請願 (委員長報告)	第十四 戰没者公務死節金拡大に関する請願 (委員長報告)	第十五 戰争未亡人の扶助料に關する請願 (委員長報告)
第一二 戰没者公務死節金拡大に関する請願 (委員長報告)	第十六 傷病恩給適用範囲拡大に関する請願 (委員長報告)	第十七 福島県下郷町の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
第一三 恩給法等一部改正に關する請願(二件) (委員長報告)	第十八 傷病恩給増額に關する請願 (委員長報告)	第十九 入湯税等軽減に関する請願 (委員長報告)
第一四 戰没者遺族の扶助料等に関する請願 (委員長報告)	第十九 残業税課税の暫定措置に関する請願 (委員長報告)	第二〇 ソ連地域の抑留同胞救出に関する請願 (委員長報告)
第一五 傷病恩給増額に關する請願 (委員長報告)	第二一 北富士演習場の騒音による山梨県中野中学校等の損失補償に關する請願 (委員長報告)	第二一 索還外各地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第一六 傷病恩給適用範囲拡大に関する請願 (委員長報告)	第二二 北富士演習場中一部使用に關する請願 (委員長報告)	第二二 ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第一七 結核症障害者の恩給に関する請願 (委員長報告)	第二三 固定資産税課税の暫定措置に関する請願 (委員長報告)	第二三 入湯税等軽減に関する請願 (委員長報告)
第一八 救護教諭の恩給に關する請願 (七件) (委員長報告)	第二四 倉庫業に対する固定資産税輕減の請願 (委員長報告)	第二四 ノルマニヤーの抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第一九 元柳太特定郵便局長の恩給に關する請願 (委員長報告)	第二五 地方鐵道、軌道業に対する固定資産税减免の請願 (委員長報告)	第二五 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第二〇 旧軍人下級者の公務扶助料是正に關する請願 (委員長報告)	第二六 未歸還公務員の恩給に関する請願 (委員長報告)	第二六 ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第二一 水産省設置に關する請願 (委員長報告)	第二七 頭部重傷戦傷者の恩給に関する請願 (委員長報告)	第二七 ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第二二 行政機関職員定員法中一部改正等に關する請願 (委員長報告)	第二八 北富士演習場の騒音による山梨県中野中学校等の損失補償に關する請願 (委員長報告)	第二八 ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第二三 防災業務の一元化に關する請願 (委員長報告)	第二九 北富士演習場中一部使用に關する請願 (委員長報告)	第二九 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第二四 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に關する法律中一部改正に關する請願 (委員長報告)	第三〇 米軍演習による被害農家の損害補償の請願 (委員長報告)	第三〇 ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願 (委員長報告)
第二五 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出) (委員長報告)	第三一 山梨原梨ケ原開拓者に駐留軍演習地の一部を返還する請願 (委員長報告)	第三一 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第二六 國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案 (衆議院提出) (委員長報告)	第三二 東富士演習場地域農民の補償等に關する請願 (委員長報告)	第三二 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第二七 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出) (委員長報告)	第三三 防災業務の一元化に關する請願 (委員長報告)	第三三 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第二八 恩給改訂に關する請願 (二十八件) (委員長報告)	第三四 國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に關する法律中一部改正に關する請願 (委員長報告)	第三四 ソ連地域の抑留同胞の引揚促進に関する請願 (委員長報告)
	第三五 防災業務の一元化に關する請願 (委員長報告)	第三五 東北地方の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)
	第三六 山形県の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)	第三六 山形県の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)
	第三七 育林原の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)	第三七 育林原の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)
	第三八 岐阜県飛驒地方の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)	第三八 岐阜県飛驒地方の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)
	第三九 薪炭手当の法制化に關する請願 (委員長報告)	第三九 薪炭手当の法制化に關する請願 (委員長報告)
	第四〇 秋田県能代市の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)	第四〇 秋田県能代市の薪炭手当に關する請願 (委員長報告)
	第四一 福島県下郷町の寒冷地手当に關する請願 (委員長報告)	第四一 福島県下郷町の寒冷地手当に關する請願 (委員長報告)
	第四二 気象通信従事者に特殊有効者手当支給の請願 (委員長報告)	第四二 気象通信従事者に特殊有効者手当支給の請願 (委員長報告)
	第四三 大規模償却資産に対する固定資産税課税の暫定措置に関する請願 (十四件) (委員長報告)	第四三 大規模償却資産に対する固定資産税課税の暫定措置に関する請願 (十四件) (委員長報告)
	第四四 倉庫業に対する固定資産税輕減の請願 (委員長報告)	第四四 倉庫業に対する固定資産税輕減の請願 (委員長報告)
	第四五 地方鐵道、軌道業に対する固定資産税减免の請願 (委員長報告)	第四五 地方鐵道、軌道業に対する固定資産税减免の請願 (委員長報告)
	第四六 地方鐵道、軌道業に対する事業税の課税方法改正の請願 (委員長報告)	第四六 地方鐵道、軌道業に対する事業税の課税方法改正の請願 (委員長報告)
	第四七 建築板金業の個人事業税撤廃に關する請願 (委員長報告)	第四七 建築板金業の個人事業税撤廃に關する請願 (委員長報告)
	第四八 木材引取税撤廃に關する請願 (二十一件) (委員長報告)	第四八 木材引取税撤廃に關する請願 (二十一件) (委員長報告)
	第四九 農業協同組合等の貨物自動車の自動車税免除に關する請願 (委員長報告)	第四九 農業協同組合等の貨物自動車の自動車税免除に關する請願 (委員長報告)
	第五〇 娛樂施設利用税の適正化等に關する請願 (委員長報告)	第五〇 娛樂施設利用税の適正化等に關する請願 (委員長報告)

第六六 兵庫県伊丹飛行場拡張反対に関する請願(百五十五件) (委員長報告)	第八二 三級清酒設定反対に関する請願(百五十五件) (委員長報告)
第六七 東京都立川基地拡張反対に関する請願 (委員長報告)	第八三 葉たばこ収納価格の適正化等に関する請願 (委員長報告)
第六八 長崎県島海域の駐留軍演習地廢止に関する請願(二件) (委員長報告)	第八四 運動用具の物品税撤廃に関する請願 (委員長報告)
第六九 兵庫県元陸軍演習地青野原の米空軍使用反対に関する請願 (委員長報告)	第八五 二級清酒の酒税引下げに関する請願(三十件) (委員長報告)
第七〇 東京都代々木地区駐留軍将兵宿舎に米軍将兵の入舎反対に関する請願 (委員長報告)	第八六 建築板金業の所得税軽減等に関する請願 (委員長報告)
第七一 沖縄の日本復帰促進に関する請願 (委員長報告)	第八七 福島県に国立たばこ試験場設置の請願 (委員長報告)
第七二 東南アジア諸国との善隣関係樹立に関する請願 (委員長報告)	第八八 労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資の請願 (委員長報告)
第七三 原子戦争準備反対に関する請願 (委員長報告)	第八九 大分県国東半島を瀬戸内海国立公園に包含するの請願 (委員長報告)
第七四 旧軍港市における旧軍用財産の使用に関する請願 (委員長報告)	第九一 国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)
第七五 米国在住同胞所有の外貨債有効化に関する請願 (委員長報告)	第一〇一 市の社会福祉事務所経費等補助に関する請願 (委員長報告)
第七六 中小企業に対する税制改正の請願 (委員長報告)	第一〇二 生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(三件) (委員長報告)
第七七 税理士法中一部改正に関する請願 (委員長報告)	第一〇三 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願 (委員長報告)
第七八 海外引揚老齢民間人の留置財産補償に関する請願 (委員長報告)	第一〇五 同和問題国策樹立に関する請願(四件) (委員長報告)
第七九 在外資産補償暫定措置に関する請願 (委員長報告)	第一〇六 韓国及び台湾出身戦犯者の生活保障に関する請願 (委員長報告)
第八〇 大かん糖乳用砂糖消費税免除に関する請願 (委員長報告)	第一〇七 母子福祉総合法制定に関する請願(四件) (委員長報告)
第八一 在外資産補償に関する請告 (委員長報告)	第一〇八 母子福祉総合法制定等に関する請願(二件) (委員長報告)
顧	第一〇九 児童福祉事業の危機打開に関する請願 (委員長報告)
	第九二 上水道地盤変動対策事業の継続施行に関する請願(六件) (委員長報告)
	第九三 宮崎県の簡易水道事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
	第一一〇 未帰還者留守家族の援護等に関する請願 (委員長報告)
	第一一二 未帰還者留守家族の援護等に関する請願 (委員長報告)
	第一二三 東京都外地引揚者寮補修整備等促進に関する請願 (委員長報告)
	第一二四 戰傷病者の完全医療給付等に関する請願(二件) (委員長報告)
	第一二五 戰傷病者戦没者遺族等の請願 (委員長報告)
	第一二六 学徒戦争傷害者の援護補償に関する請願 (委員長報告)
	第一二七 戰没者遺族の待遇改善に関する請願 (委員長報告)
	第一二八 旧豊川海軍工廠に動員学徒戦没者等遺族譲り受け等反対に関する請願 (委員長報告)
	第一二九 戰傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願 (委員長報告)
	第一三〇 戰傷病者戦没者遺族の待遇改善に関する請願 (委員長報告)
	第一三一 戰没軍属遺族の待遇に関する請願 (委員長報告)
	第一三二 蒼北地域所在遺骨収集に関する請願 (委員長報告)
	第一三三 海外所在遺骨収集に関する請願 (委員長報告)
	第一三四 在華日本人遺骨の収集等に関する請願 (委員長報告)
	第一三五 日雇労働者の生活安定に関する請願 (委員長報告)
	第一三六 日雇労働者の失業保険金増額等に関する請願 (委員長報告)
	第一三七 失業対策事業に関する請願 (委員長報告)
	第一三八 宮崎県串間市に公共職業安定所設置の請願 (委員長報告)
	第一三九 四国電力株式会社の人権じゅうりん事件に関する請願 (委員長報告)
	第一四〇 國土総合開発促進に当労働行為事件に関する請願 (委員長報告)
	第一四一 國土総合開発促進に関する請願 (委員長報告)
	第一四二 総合開発事業等促進に関する請願 (委員長報告)

第一四三 北奥羽地域の総合開発

促進に関する請願 (委員長報告)

第一四五 只見川電源開発工事促進等に関する請願(二件)

(委員長報告)

第一四六 只見川電源開発工事促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四七 石油資源開発に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四八 電気料金引下げに関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四九 只見川電力を電源地方に優先確保するの請願(二件)

(委員長報告)

第一五〇 日中貿易協定に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五一 日中貿易促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五二 日中貿易協定締結促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五三 中小企業金融機関の拡充等に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五四 中小企業振興対策に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五五 発明振興対策に関する請願(二件) (委員長報告)

(委員長報告)

第一五六 オリンピック等の派遣費充当のための特別自転車競技開催許可に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五七 国産麻製品使用に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五八 中小企業協同組合法中の一部改正等に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四五 只見川電源開発工事促進等に関する請願(三件)

(委員長報告)

第一四六 只見川電源開発工事促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四七 石油資源開発に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四八 電気料金引下げに関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一四九 只見川電力を電源地方に優先確保するの請願(三件)

(委員長報告)

第一五〇 日中貿易協定に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五一 日中貿易促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五二 日中貿易協定締結促進に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五三 中小企業金融機関の拡充等に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五四 中小企業振興対策に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五五 発明振興対策に関する請願(二件) (委員長報告)

(委員長報告)

第一五六 オリンピック等の派遣費充当のための特別自転車競技開催許可に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五七 国産麻製品使用に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第一五八 中小企業協同組合法中の一部改正等に関する請願 (委員長報告)

(委員長報告)

○講長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

員の辞任を許可した。

昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

員の辞任を許可した。

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部

を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

補助の暫定措置に関する法律の一部

を改正する法律案

農林水産委員会付託

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付

輸出入取引法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の本院提出案が回付

輸出入取引法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案が回付

輸出入取引法の一部を改正する法律案

商工委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を承認することを議決した旨衆議

院に通知した。

特別因問題の解決に関する日本国と

タイとの間の協定の締結について承

認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定への

日本国の加入条件に関する議定書へ

の署名について承認を求めるの件

について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本海外移住振興株式会社法案

提出した。

労働安定特別会計法の一部を改正す

る法律案

労働者災害賠償責任再保険特別会計法の

一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部

を改正する法律案

自動車損害賠償法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

をとるのか、もう一度、私は明確にし
ていただきたいと思います。

それから第三点としてお伺いしたい
点は、自衛隊は今米国へ留学生を出し
ておるわけですが、これは大体原子兵器
の訓練を受けておるかどうか。それか
ら共同防衛ということをよくおつしや
るのですが、実際アメリカと打ち合せし
方のようならぶうにして、国内にも原子
子兵器を持ち込むということを約束してお
るのじやないか。共同防衛について一
つこの際具体的な御説明を承わりたい
と思います。

以上、御質問申しまして、お答え
によつて再質問したいと思ひます。

(拍手)

○國務大臣(重光葵君) お答えいたし
ます。

從來原水爆弾を日本に持ち込む意思
のないといふことは、口頭だけの約束
じやだめだ。何らかの書きものによつ
てこれを十分確めておく必要がある
と、こういう御趣旨のようございま
した。この御趣旨は十分尊重いたしま
して、私も努力することにいたしま
す。この点は、國民としては非常に重
要に考えておる点だらうと考えますの
で、努力をいたします。

それから次に第二の、共同防衛につ
いて、原子爆弾輸送のことについても
確約があるのではないかといふお話を
ございましたが、この点は全然ござい
ませんことをはつきり申し上げておき
ます。

自衛隊の原子爆弾に関係する訓練があるのじゃないかというお話をございましたが、米国において……。これは私はないと思います。しかし自衛隊の訓練のことは私から十分確かに申し上げるわけには参りません。まあこれらの問題について、従来政府の考えておられる方針、態度は、昨日も今日も御説明を申し上げた通り、十分に政府といたしましては責任をもつてこれに処することにいたします。(「原子兵器が入って来たじゃないか、どうするのか」「総理々々」「総理大臣答弁」と呼ぶ者あり)

○謹長(河井彌八君)　成瀬輔治君
〔成瀬輔治君登壇〕
○成瀬輔治君　重光外務大臣並びに鳩山
山総理にお伺いしますが、鳩山総理は
自席で一つ御答弁願いたいと思いま
す。一体原子兵器というものについ
て、砲弾と砲とは別だ、砲を持って來たま
のだ、だからそれは一向差しつかえない
のだ。こういうことを言つておるので
す。こんな子供たましいことはない。
たとえば肉体を充つたけれども貢献は
充らないというのと同じですよ。もつ
と私は誠意ある答弁を願わなければい
かねと思う。現に原子兵器は沖縄に持
ち込まれた。総理は責任をとると言つ
たが、総理は責任をとつてやめな
い。責任をとるべきじゃないですか。
それについて、もう一度私は明確に御
答弁を願いたいと思います。

それから杉原防衛庁長官に伺います
が、あなたは日本の共同防衛の担当の
責任者だ。共同防衛について何の打ち
合せもしておらないのかどうか。打ち
合せをしておるとすれば、内容を明確
にしてもらいたい。その打ち合せの中
に、原子兵器等を沖縄に持つて来ると
いうことを約束しておるのじやない
か、こう質問しておるのでござります
。重ねて一つ御答弁願いたいと思いま
す。

それから重光さんに一言伺いたいの
ですが、たま、たまおつしやるのが大
が、あなたのおつしやるたまは一体な
んです。

〔國務大臣重光葵君登壇〕
○國務大臣(重光葵君)　お答えいたし
ます。

私は今、この問題に対する米国責任者の回答について申し上げました。アメリカ側が今回日本に輸送せんとする新型兵器は、原水爆には何ら関係のないものと、こういふことを回答しておられます。私としては、この回答をそのまま信じて御報告をするよりほかに道はございません。(「原子兵器じゃないか」「飛行機から落すのだけが爆弾だと思つてゐるのか」整理は自席でいいよ」「自席でいいからはつきり」と呼ぶる者あり)

○議長(河井彌八君) 御登壇を請います。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) このたび沖縄にアメリカから届きましたオネスト・ジョン・ロケットト・アーティラリーといふものは、原子爆弾とは違うと私は思います。(「原子兵器じゃないか」と呼ぶる者あり)

〔國務大臣杉原荒太君登壇〕

○國務大臣(杉原荒太君) お答え申しあげます。

行政協定の第二十四条によりまして、日本区域において敵対行為が発生した場合及び敵対行為の急迫した事態が発生したときは、日本防衛のために両国政府は共同防衛のためにとるべき共同の措置について協議するところが定めけれども、まだ今日までそういう事態が発生しておりませんので、これによつて一つの共同措置についての協定といふのは、まだできておりません。従いまして沖縄等の問題について、何らそういう約束もできておりませんのであります。

○成瀬幡治君 総理並びに外務大臣並びに杉原防衛庁長官にお聞きしたいと思ひます。一体、原子兵器の中に原子爆弾があると私たちちは考えておる。原子爆弾を持ち込まないということだけでは、原子兵器云々で逃げておいでになるようですが、一体、原水爆だけ持つて来させしなければ何でもいいと、こういふ解釈がどうかと、こういうことを明確にしていただきたいと思ひます。

第二点は、アメリカが、原水爆とは関係がないと、こう言つておるから、私はそれを信じておる以外にないとか、あるいはそれを取り次ぐ以外にないとおっしゃられる。あなたはアメリカの外務大臣なのか、日本の外務大臣なのか、あなたの解釈は私はおかしいと思う。アメリカは原水爆とは関係がないと言ふから、私はそれを信じておると、こうおっしゃる。これは原子兵器です。ロケット砲は、たまを持つて来さえすれば、いつでも撃てるようになる。しかもそれは攻撃兵器なのです。だからあなたの「おっしゃるようなら」ということで済ませられぬと思う。あなたのよろんな解釈をすれば、沖縄でなく、これが日本国内にどんどん持ち込まれることになってしまふ。私は、しつかりした解釈をもらわなければならぬ重大な問題だと思う。一体、原水爆といふものとは全然関係がないといふことではなくて、関係がある原子兵器なのです。だから、アメリカがこう解釈したから、私はそれをとるというようなことでなく、しつかりした私は解

Digitized by srujanika@gmail.com

〔成瀬播磨君發言の許可を求む
長（河井彌八君） 成瀬播磨君

私は今、この問題に対する米国責任者の回答について申上げまへど、ア

〔成瀬義治君發言の許可を求む〕

のは吉田内閣でこりこりしているはずであります。(何を言うのだ)と呼ぶ者あり、笑声) そういうやり方をしたくないというのでこの鳩山内閣は成立したのであります。こういうふうに原子弹専用の兵器ではない、しかし長官に良識をもつて答えていただきたいと思うのですから、私はその点を眼に見ながら、原子弹が撃てるというようなことを聞きます。

そういう兵器が、原子兵器と見られな

いかどうか、これは私は、杉原防衛省の長官に良識をもつて答えていただきたいと思うのです。言葉の上のことをまかしという点は非常にあと味が悪いものでありますから、私はその点を眼に見

瞭にでももらいたいと思います。

そこで鳩山首相にお尋ねしたい点は

こういうよくなコンニャク問答、國民がはつきりわからないような政治的な態度を、鳩山内閣がやっているといふことが、日本のためによいことであるかどうか、「こりどりだ」と呼ぶ者あります。特に外務大臣の私は御答弁中によ

いて、重光さんともあるものが、何がゆえにアメリカ大使館の使いやつてこの役割以外にできないのか、重光さんとアリソンとの間に話し合いででき

といふ前に話し合いがあつたといふとあります。すなわち、原子兵器は日本を日本に送るときにはあらかじめ向

から話があると、あるいは鳩山さんから話をきくのの話では、原子兵器は日本に送られないことになつてゐると、いうよりなことが言われておりますけれども、このアリソンとの間の話

合いの内容をどういふものはどういふか、それを私は全部明らかにしていただきたいと思つてゐます。(拍手)

○國務大臣(重光葵若登壇) お答えいた

〔國務大臣重光葵若登壇〕

私は昨日申し上げた通りに、この報道に対する真相を米国大使館に問い合わせる義務があると思いました。その間合せの結果をまたその通りに国会に報告する義務があると考えました。それに基いて私は報告をしておるのでございます。

そこで外国の代表者、大使館が責任をもつて言ふことについては、私は一応信ぜざるを得ないのでござります。私はこれをこの通りに信じております。私はこれを申し上げます。すなはちこれは原水爆弾とは關係のないものがあるということを信じておるのでございます。その以上の御批判や御意見は、私はつしんで承わることと認めたいと思います。さよならきさつでござれを御報告申し上げておることござります。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 原子砲どころのものがどういう性能を持つて、どういふ機會にこれを使用するのであるということを、私がもしも知識を持っておりましたならば、良心的な答弁ができるのでありますけれども、原子子をどういう性能を持ち、どういう時機に用いるかについて存しませんので、ほかの人の説明によつて判断をする仕方がないのであります。すなはち外務大臣が申すように、アメリカ大臣のわが方からの質問に答えた答弁によつて、これを一応承認して、諸君答弁をするより仕方がないと私は思ひます。

〔國務大臣杉原芳太君登壇〕

○國務大臣(杉原芳太君) 先ほど私は上げましたのは、アメリカ側にもかめたのであります。これが先

ど申し上げました通り普通弾の発射に用ひるものであつて、原子弾の発射のみに専用するものでない、そうして普通にはかの場合の例を申しまして、ガス弾をたとえれば発射すること、これは普通の大砲の場合も発射し得るのですが、これをそれでガス弾を発射し得るものか兵器かと、こういふことと同じでございまして、これを原子弹兵器と断定することは私はむずかしいのではないかと思います。

〔戸叶武君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇〕

○戸叶武君 重光外務大臣は、私の質問に対し答えておりませんが、的確に答えていただきます。

第一には、原子弹兵器を日本に持つてゐる際にあらかじめ日本の同意を求めるということが、重光・アリソン間の約束によつてなされているということであります。その内容を明らかにしてもらいたい。

第二点は、あらかじめ日本に輸送するのに際して、通告を受けたかどうか、その点を明確にしてもらいたい。

第三には、この兵器が原子弹爆弾と関係がないといふようなことをアメリカ大使館の方では言明しているから、それについての言明を日本政府当局はやつておるのかと思ひますが、それだけでは国民が納得できません。特に鳩山総理大臣が、原子弹兵器といふものは何か知らないといふに至つては、怠慢もはなはだしいのであります。特に鳩山総理大臣が、原子弹兵器といふものはお聞きして、総理大臣の責任において原子兵器とはいなるものであるかを

明確に答弁してもらいたいと思いま
す。(拍手)
○國務大臣(重光葵君) お答えいたし
ます。
私は、米国が日本の承諾なくして原
子爆弾を持ち込むという意向のないこ
とを明確に承知いたしております。こ
れが從来の御答弁でございます。
原子爆弾を持ち込むということにつ
いての通告は、何も受けておりませ
ん、これが第二点。
第三点、原子爆弾に何ら関係はない
ということは、アメリカの責任ある回
答ではつきりいたしておりま
す。私はそれを取り扱い、かつまたそれを
信をしておるものであります。これ
は米国側のかねての聲明に合致するも
のでござります。
〔國務大臣杉原荒太君登壇〕
○國務大臣(杉原荒太君) お答え申し上
げます。
アメリカ側から事前に通告があつた
かどうかということ。これは私通告を
受けておりません。
第二に、原子兵器かどうかといふ点
につきましては、先ほどお答え申し上
しました通りでございます。
〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 原子兵器に
ついては、私はどういう性能を持つ
て、どういう機会に使うものかといふ点
ことを知らないと申したのであります
して、原子兵器、日本に持つてきま
るオネスト・ジョン・ロケット・アーテ
ィラリーというものには、原子砲
頭、つまり鉄砲のたまの頭の方に原子
力を装備することができる砲弾もある

そうであります。その砲弾を撃つたと
きにどういう効力があるものか、原子
力のどの程度のものがその砲弾の中に
入れられるのか、それを知らないので
あります。アーリカはこのたび日本
に持ってきた原子砲の中には、そういう
う砲弾は持つてこないと、こういうこ
とを言つておるのであります。

○議長(河井彌八君) 戸叶武君。

〔戸叶武君登壇〕

○戸叶武君 御病氣の鳩山さんをたび
たびわざわざしてお気の毒ですが、こ
のことはきわめて重大な問題であります
し、原子力時代に原子兵器がいかな
るものか、その説明を聞いても、それ
に対する明確な判断ができないようで
は、総理大臣は勤まりませんから、
もつと明確なあなたの判断によつて原
子兵器はいかなるものかを御説明願い
たい。

それから重光さんにお願いしたい点
は、重光さんは何か原子爆弾といふよ
うな、私の聞かないようなことばかり
言つておりますが、爆弾でなく、私の
聞いておるのは、原子兵器であります
。特に重光・アリソン間に約束があ
るということを昨日も答弁しております
のに、その内容が発表できませんの
は、その約束というものは、何らかの
秘密協定かどうか、その点を説明して
もらいたいと思うのであります。

それから杉原さんに対しても、この
原子砲弾の破壊力はいかなるものか、
また原子弾を使わなくとも一般砲弾に
よる場合においては、その威力がいか
なるものか、その比較をもして、詳細
に説明を願いたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君登壇)
します。

○謹長(河井案八君) それでは、

す。先ほどの内閣委員会におきまして、私は重光外相にこの問題について質問をいたしましたのであります。重光

答弁をされておるのであります。今日
かれに対して、何ら事前の話し合いはな
かつた。U.P.電報も虚報であるといふ

いろいろな兵器を日本に輸送するといふことについて、議が出たときに、米国側は、常に原子弹は日本に持ち込む意

私は従来問題となり、日本人として最も関心を持つておるのは危険なる原子爆弾のことであつたと思います。

○堀眞琴君　一昨日並びに昨日の外国電報が日本に原子砲及びロケット砲を輸送するという報道を伝えまして以

外相は、広い意味においての原子弹兵器であるということを明言されておりま
す。もしこれが原子弹兵器であるということ

でもなお、それを鳩山首相はそのよう
に信じていられるかどうかということ
と、もう一つは、事前の話し合いとい

思のないことを私に認識せしめ
るに努めました。そこで私は、はつき
りと、どのような機会にも原子爆弾は日

來、各新聞がこの問題について大きな記事を出してあります。國民はこれを見まして非常な不安にかられているのであります。私はこの際、國民の不安を一掃するため、今回日本に送られるというロケット砲の問題について、一、二質問を申し上げたいと思うので

ことになるならば、五月三十一日の重光・アリソン会談によつて定められた、日本に原子爆弾ないしはその類似のものは日本の承諾なしには持つてこないといふ、あの会談の内容に触れるものと言わなければなりません。従つて外相は、これらのロケット砲弾を發

うものは、五月三十一日のアリソン大
使との会談を意味するのかどうかとい
うことについて、重光外相の御答弁を
わざわざいたいと思います。(拍手)
〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

本に持ち込まれないものという印象、またそれを信ずることができて、たびたびの機会にこれを確かめて、今まで御報告申し上げたことでござります。それから輸送計画があるからといふことが、これはどういふことがと申しますと、おそらくこれはまだ到着しな

報 (号外)

卷之三

○國務大臣(杉原荒太君登壇)

今國アメリカ國が日本に輸送する二

の確実の性能については、外国の電報にも一部報道され、さまで一年以前か

ます。単に日本に輸送する計画があるといふだけにとどまらず、外電の報道

に書いてある通り、田本には何も交渉はないが、いません。(拍手)

報道はうそである。何ら事前に警告命令はなかつた。二つ、三つのことだけが、

今回の六例が日本に輸送すると
伝えられておりますそれ自体のものに
ついての性能は不明でございます。た

ら西ヨーロッパにおいては原子砲並びにロケット砲が装置されておるのである。

は、日本に到着しておるということを報道しておりますが、この点

○國務大臣重光葵君登壇

ます。しかばU.P.のあの報道に対し、
て政府としてはどういう措置をとられ

だ一般的に私たちが承知しておりますところでは、原子砲弾の場合には TNT の一・五ないし二万倍くらいの威力があるということを聞いております。これは原子砲弾の場合でござります。オネスト・ジョンの方は承知しております。せん。(「それでも危険がないというのか」と呼ぶ者あり)
○議長(河井彌八君) 総理大臣御答弁をありますか。

ります。そして、それらの砲弾の性能については詳しい報道がすでに行われております。それによりますと、大体、ロケット砲弾の先に原子弾のついたものの威力といふものは、大体広島に落された原子爆弾の五分の一ないしは四分の一の破壊力を持つものであるというのであります。従つて原子弹とは異なるといふ説弁によつて、この新しい兵器のロケット砲弾を否定されることはございません。

それから第三に、これは特に鶴山首相にお尋ねいたすのであります。が昨日本はU.P.電報の、事前に日本政府と話し合いで行われておるという電報の記事を引用いたしました。何らか事前に日本政府との間に話し合いで行われたのではないかということをお尋ねいたします。

私は從来、米國側との話し合いで原水爆の問題について話し合いをいたしました。いかなる兵器でも、いやしくも原子力に關係のある兵器は、全部そのカテゴリーに入るものだということを話し合いはいたしたことはございません。私は原水爆のごとき危險な兵器について、アメリカ側の十分な了解を得ておることをたびたび申し上げました。

るか。私がそう申し上げるのは、この報道が日ソ交渉に非常に大きな影響を与えると思うがゆえに、この U.P の報道が虚報であるとするならば、政府としてはこれに対するどういう措置をとられるかを御答弁願いたいと思いま

官報(号外)

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月二十五日

衆議院議長 河井彌八殿

参議院議長 益谷 秀次

(不字及び一は衆議院修正)

地方道路税法案

地方道路税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条

第三項に規定する指定市に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課す。

(定義)

第二条 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)第二条第一項に規定する炭化水素油及び同法第五条の規定により揮発油とみなされる物をいう。

2 この法律において「揮発油税」とは、揮発油税法の規定による揮発油税をいう。

3 この法律において「保税地域」とは、保税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十九条に規定する保税地域をいう。

(課税標準)

第三条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

2 地方道路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る

(税率)

第五条 地方道路税は、製造場(揮

油一キロリットルにつき四千円)と

する。

(納稅義務者)

第六条 地方道路税は、製造場(揮

油一キロリットルにつき四千円)と

する。

(担保の提供及び処分)

第八条 挥発油税法第五条第一項に規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

第九条 挥発油税法第五条第一項に規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

第十条 挥発油税法第五条の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、

未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額(以下次項において「利子額」といいう。)の十五分の一に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

第十一条 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

第十二条 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

第十三条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十四条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十五条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十六条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十七条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十八条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第十九条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十一条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十二条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十三条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十四条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十五条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十六条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十七条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十八条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第二十九条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十一条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十二条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十三条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十四条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十五条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十六条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十七条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

第三十八条 地方道路税に係る延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

税地帯から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

規定期により揮発油税に係る利子税額を徴収してはならない。

規定期により揮発油税に係る利子税額を徴収する場合においては、

準じて計算した金額の十五分の四に相当する税額に相当する金額及び十五分の十一に相当する税額を、それぞれこれらに規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

規定期により徴収する場合においては、

(還付加算金)

第十二条 国税徵収法第三十一条／六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合には、同条の規定にかかるらず、これらの過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十五分の二に相当する金額及び十五分の一に相当する金額を、それぞれ同条の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十四条 地方道路税及び揮発油税の徵収べき金額の合算額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 地方道路税及び揮発油税の過誤納金として還付すべき金額の合算額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(罰則)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。一 偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者

二 第九条第一項の規定に違反し

て揮発油を消費した者

三 第九条第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者

四 第九条第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

五 前項の犯罪に係る揮発油に対する

六 地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 第一項の場合においては、直ちにその地方道路税を徵収する。

第十六条 前条の罪を犯した者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十

五号)第四十九条の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金併科

する場合における懲役刑については、この限りでない。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の罰金刑を科する。

附 則
1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。
2 揥発油税を課された揮発油でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものを

この法律の施行後にその製造場から引き取るとき(製造場においてその揮発油を消費するとき)を含む。)は、第六条の規定にかかるらず、その引取人(製造場において消費される揮発油については、その消費者)に地方道路税を課す

11 脱額三十万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月

12 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

13 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から九月まで

14 同年七月から十一月まで

15 同年七月から十月まで

16 同年七月から十一月まで

17 同年七月から十月まで

18 同年七月から十月まで

19 同年七月から十月まで

20 同年七月から十月まで

21 同年七月から十月まで

22 同年七月から十月まで

23 同年七月から十月まで

24 同年七月から十月まで

25 同年七月から十月まで

26 同年七月から十月まで

27 同年七月から十月まで

28 同年七月から十月まで

29 同年七月から十月まで

30 同年七月から十月まで

31 同年七月から十月まで

32 同年七月から十月まで

33 同年七月から十月まで

の末日限り、これを徵収する。

脱額三万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月

34 脱額三十万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月

35 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

36 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から九月まで

37 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

38 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

39 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

40 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

41 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

42 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

43 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

44 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

45 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

46 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

47 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

48 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

49 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

50 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

51 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

52 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

53 脱額十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

54 脱額五十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

55 脱額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで

112 挥発油税法第七条第一項若しくは第八条第一項又は租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取った揮発油がその承認の際税務署長又は税關長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの證明がない場合(当該期間がこの法律の施行日の前日までに終る場合を除く)、この法律の施行後に揮発油税法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第十条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号))第三条第一項において準用する場合を含む)、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第一項及び第二項(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号))第一項及び第二項(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油につ

15

二名より提出せられたものであります。そこで、本法律案は、国際観光事業の重要性にかんがみ、観光行政を強力に遂行せしめる必要上、現在運輸省にある観光部を観光局に昇格させるため、運輸省設置法に所要の改正を加えようというのが改正の眼目であります。

次に、提案者がこの改正の理由として述べておりますところを申し上げますと、国際観光事業の振興が文化の交流、国際親善の増進に貢献するところが少くないことは申しまでもなく、さらに外貨の獲得という面において、わが国経済の自立達成上大きな役割を持つており、内閣の観光事業審議会の想定によれば、もし今後十分な振興策を行なうならば、三年後の昭和三十三年には約七千五百万ドル、約二百五十億円の収入をあげることは必ずしも困難でははないが、これがためには対外的には関係各国と緊密な連係を保ち、積極的に外客誘致政策を講ずる必要があり、国内的には受け入れ態勢を整備しなければならない。戦後歐州各國においては、観光事業の指導育成に当らしめるたる大臣官房の観光部がこの任に当つておる状態である。現在、政府は官設觀光機関国際同盟及びその地域別委員会会議が相次いで開催せられるときに当に加盟し、あるいは理事国として、あるいは有力なるメンバーとして、国際的に活躍いたしておるのであって、国際的提携促進上、良好なる結果を招来するとは考えられない。民間機関においてはい

ち早く再編成を断行して、国際観
光業の振興をはからうとしているの
が政府機関が旧態のままであること
策として当を得たものとは言い
い。かような趣旨により、さしも
運輸省の觀光部を觀光局に昇格したこと
ようとするのであるが、國家財政の
態も十分に考慮し、人員及び予算の
加を来たさないことといたしてお
以上が提案の理由として述べら
れであります。

内閣委員会は前後二回にわたりト
会を開きましたが、その間、提案者代
議院議員島山鶴吉君のほか、政府
三木運輸大臣、河野運輸政務次官
森行政管理庁政務次官等の出席をも
まして、本法律案の審議がなされました
ありますが、その審議によつてお
かとなつた点を申し上げますと、
第一は、本法律案は、政府提出案で
議員提出の法律案でありますので
法律案につき政府の所見をただしま
ところ、森行政管理庁政務次官より
際觀光事業は重要な問題であるが
家の行政機構の簡素化は、行政管
当局の立場としてはこれまで重
題であつて、この部が局に昇格す
と、将来建設省その他の省におい
昇格の問題が生じてくるおそれ
る旨、所見が述べられました。

その第二は、各省における觀光
の調整について、運輸当局より、一
わち「運輸当局は觀光行政の強化
の上から、各省と觀光行政をど
に調整して行く方針であるか」との
の調整に關する点であります。

その第三は、各省に分属してい
るが、眞の意味の觀光行政は
の運輸省の觀光部に集中されて

したところ、宮田委員より、自由党を代表して、次のとおり付帯決議案を提出され、本法律案に対する賛成の発言がありました。

この付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

運輸省に觀光局を設置する問題は、たゞこそ國際觀光事業の重要性に鑑み、觀光行政を強力に遂行せしめるためとはい、今後において、かかる際は、行政當局がその責任において行政組織全般の立場から、検討を加え考慮しなければならない問題であることは、言を俟たない。

従つて、かくの如き各省、府の行政機構に関する改正については、政府は必要ある場合責任をもつてその措置を進むべきものである。

右決議する。

次に、木下委員より、社会党第四姫室を代表して、本法律案並びに宮田委員提出の付帯決議案に対し賛成の旨を言がありました。

討論も終結いたしましたので、ます本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと認決せられ、次いで宮田委員提出の付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもつて、本委員会の決議とすること決定せられました。

以上、御報告申し上げます。

次に、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案について申上げます。

まず、本法律案の改正の要點を申上げますと、今般失業保険法の一部修正によりまして、從来一律に百八十分であつた失業保険金の給付日数が、長期間

被保険者については二百七十日または二百十日に、季節的労務者等短期被保険者については九十日に改められたことになったのであります。それに対応いたしまして、国家公務員等の失業者の退職手当につきましても、その支給の基準となる日数を職員の勤続期間に応じて区分することとし、勤続期間六十日、勤続期間五五年以上十年未満の者は二百六十日、勤続期間十年以上の者は二百七十日に改めることとしておるのが改正の主眼点であります。その他、この失業者の退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算につきましては、端数計算を行わないこととし、また、退職手当の支給を受ける遺族の順位につきましては、養父母と実父母の順位等を明確にする等、若干の規定の整備をはかるとともに、必要な経過措置を設けることとしたしております。

内閣委員会におきましては、三回にわたり本法律案につき審議を行なつたのでありますが、その審議において問題となつた諸点を申し上げますと、まず、現在の退職手当は、今なお暫定的な措置とられてゐるが、恒久的な制度確立についての政府の見通しはどうか、また日々雇い入れる職員の失業者の退職手当または失業保険の給付について、予算上國が措置すべき経費は適正に計上されているかどうか、また、失業保険法による給付と国家公務員の失業者の退職手当とは、元来給付要件が異なるものであるにもかかわらず、その給付率の改正を機械的に同一の取扱いを行うために、公務員に苦しい不

四以下の罰金にしたことあります。本案につきましては、各委員よりさわめて熱心なる質疑が行わたのあります。その詳細は速記録によつて御了承願いたいと思います。

かくて質疑を打ち切りまして、討論に入りましたところ、高野委員より、軽々しき法律の改廃を指摘いたしまして、反対、竹中委員より、本法制定の趣旨を国民に周知徹底せしめることを要望いたしました。賛成の意見を表せられたのであります。が、討論を終了いたしましたとして、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第八より第十四までの請願を、一括して議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員会理事官田重文君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

おける審査の経過並びに結果を御報告いたします。

今国会に当委員会に付託せられました請願は、合計二百十七件であります。うち日程第八から第二十及び第二十四から第二十七までは恩給に関するもの、日程第二十一は水産省設置に関するもの、日程第二十二、二十三は行政機関員定員法中一部改正等に関するもの、日程第二十八ないし第三十二は米庇留軍の演習場に関するもの、日程第三十三は防災業務の一元化に関するもの、日程第三十四ないし第四十一は国家公務員の寒冷地手当、石炭手当並びに薪炭手当の制度化に関するものであります。また、日程第四十二は、気象通信従事者特殊有技手当支給に関するものであります。以上百四十二件の請願はこれを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) お諮りいたしました。この際、日程第四十三より日程第五十四までをあとに回しまして、日程第五十五より第七十三までの請願を、

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔石黒忠篤君登壇、拍手〕

○議長(河井彌八君) ただいま上程になります。まず委員長の報告を求めます。外務委員長石黒忠篤君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一括して議題といたしたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔西川甚五郎君登壇〕

○議長(河井彌八君) ただいま上程せられました大蔵委員会付託の請願につきましては、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

日程第七十一は、沖縄の日本復帰促進に関するものであります。日程第七十二は、東南アジア諸国との善隣關係樹立のために、フィリピン及びビルマにそれぞれ宗教関係の建築をすることにそれぞれの意見及び政府の見解を十分に聽取いたしまして、その上質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしました。

委員会を設け、紹介議員からの趣旨説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聽取いたしまして、その上質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしました。これが、原子戦争準備反対に関するものであります。

第七十は、代々木地区の駐留軍将兵宿舎の建設には当初より周辺住民は多く弊害を惹起するものとして反対したが、すでに完成した今日において、米軍将兵が入舎することを反対するといふ趣旨のものであります。委員会におきましては、この請願に対し、政府は該駐留軍施設について計画を慎重にし、付近住民に多大の不安を感じしないようにする必要がありとの意見をもつて、特にその善処を要望しておきました。

日程第六十二、六十三の四件は、韓国の撤退を要望する請旨のものであります。日程第六十四より六十七までの四件は、木更津、横田、伊丹、立川の各基地拡張に反対する請旨のものであります。日程第六十八の二件は、長崎県島嶼海域の駐留軍演習地の廢止を要望するものであります。

日程第六十九は、兵庫県元陸軍演習地青野原に国立療養所があり、同地が米空軍の使用になると医療に差しつかえるから反対す

○議長(河井彌八君) お諮りいたしました。この際、日程第六十一は、中国人、俘虜難民の遣骨収集等を促進せられたいという趣旨のものであります。日程第六十九は、兵庫県元陸軍演習地青野原に国立療養所があり、同地が米空軍の使用になると医療に差しつかえるから反対す

○議長(河井彌八君) お諮りいたしました。この際、日程第六十一は、中国人、俘虜難民の遣骨収集等を促進せられたいという趣旨のものであります。日程第六十九は、兵庫県元陸軍演習地青野原に国立

り第八十八までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西川甚五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) お諮りいたしました。この際、日程第六十一は、中国人、俘虜難民の遣骨収集等を促進せられたいとい

う得るようせらいいとの趣旨であります。日程第六十八は、海外引揚老齡民

間人の海外留置財産に対し、補償措置

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事古池信三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔古池信三君登壇〕

○古池信三君 大だいま議題となりました日程第百四十一より日程第百五十九まで二十四件の請願は、商工委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、いずれも願意妥当なるものと認められ、日程第百五十八、中小企業協同組合法中一部改正等に関する請願は、院議に付するを要し、内閣に送付するを要せざるもの、日程第百四十一より日程第百五十七まで二十三件の請願は、いずれも院議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、日程第百五十八の請願のはかは、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、日程第百五十八の請願のはかは内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたしました。午後二時十五分休憩

午後七時二十四分開議。

○議長(河井彌八君) 休憩前に引き続

き、これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。運輸委員長加藤シヅエ君、決算委員長山田節男君から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

した日程第百四十一より日程第百五十九まで二十四件の請願は、商工委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、いずれも願意妥当なるものと認められ、日程第百五十八、中小企業協同組合法中一部改正等に関する請願は、院議に付するを要し、内閣に送付するを要せざるもの、日程第百四十一より日程第百五十七まで二十三件の請願は、いずれも院議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) つまましては、この際、日程に追加して、常任委員長の補欠選挙を行いたいと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

した日程第百四十一より日程第百五十九まで二十四件の請願は、商工委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、いずれも願意妥当なるものと認められ、日程第百五十八、中小企業協同組合法中一部改正等に関する請願は、院議に付するを要し、内閣に送付するを要せざるもの、日程第百四十一より日程第百五十七まで二十三件の請願は、いずれも院議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

る被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案可決報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

片岡文重君、決算委員長に小松正雄君を指名いたします。(拍手)

〔審査報告書は都合により追録に

提出する法律案可決報告書

弁護士法の一部を改正する法律案可

決報告書

クリーニング業法の一部を改正する

法律案可決報告書

大倉精一君 私は、ただいまの天田君の動議に賛成いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

発機械公团法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に關する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案可決報告書

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案可決報告書

以上、四案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

勝正君の動議に賛成いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

衆議院送付)

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に關する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案可決報告書

以上、四案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

勝正君の動議に賛成いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

八八九

第六章 雜則（第四十七条—第五十一条）

第七章 好利（第五十二条—第五十四条）

第十一章 総則

第十四章

附則

第一章 総則

第一条 愛知用水公団は、木曾川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図り、食糧その他農産物の生産の増進と農業経営の合理化に資するため、政府及び国際復興開発銀行から資金の融通を受け、大規模なかんがい排水施設の新設及び管理、開田、開畠等の事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 愛知用水公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

第三条 公団は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 公団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条 公団でない者は、愛知用水公団といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住

所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 公団に、役員として、総裁（役員の職務及び権限）

一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、総裁の定めるところに限り、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条 役員の任期は、五年とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条件）

第五条 公団でない者は、愛知用水公団といふ名称又はこれに類似する名前を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住

一 国務大臣、國會議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政黨の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（代理人の選任）

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。

二 職務上の義務違反があるとき。

イ かんがい排水施設その他の農地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更

2 委託を受けて前項第一号ロの土地（その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に関する権利を含む。）の管理を行うこと。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一号又は第二号の事業を施行しつゝ手続に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

ら營利事業に從事してはならない。

（代表権の制限）

第十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を行ふこと。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。

四 前二号の事業に附帯する事業を行ふこと。

（代理人の選任）

二 公団は、前項の業務のほか、次

一 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行ふこと。

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。

二 職務上の義務違反があるとき。

イ かんがい排水施設その他の農

地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更

2 委託を受けて前項第一号ロの土地（その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に関する権利を含む。）の管理を行うこと。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一

号又は第二号の事業を施行しつゝ手續に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての開田又は開畠の

一 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を行ふこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行ふこと。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。

四 前二号の事業に附帯する事業を行ふこと。

（代理人の選任）

二 前号の事業の施行によつて生じた施設についての災害復旧事業を行ふこと。

三 前二号の事業の施行によつて生じた施設の管理を行うこと。

四 前二号の事業に附帯する事業を行ふこと。

（代理人の選任）

二 公団は、前項の業務のほか、次

一 委託を受けて農地の改良又は造成の工事を行ふこと。

（業務の範囲）

第十九条 公団は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 長野県、岐阜県及び愛知県の区域のうち政令で定める区域内における次の事業を施行すること。

二 職務上の義務違反があるとき。

イ かんがい排水施設その他の農

地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更

2 委託を受けて前項第一号ロの土地（その土地の上にある立木竹及び工作物並びにその土地に関する権利を含む。）の管理を行うこと。

（事業実施計画及び施設管理規程）

第十九条 公団は、前条第一項第一

号又は第二号の事業を施行しつゝ手續に従い、事業実施計画を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

官 告 報 (号 外)

- 二 事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 事業の目的及び要旨
二 事業の施行区域の所在
三 事業の施行によつて利益を受けるべき土地（以下「受益地」という。）の所在及び面積
四 受益地の現況
五 受益地の開発計画
六 主要工事計画及び附帯工事計画
七 工事の着手及び完了の予定期
八 所要事業費及びその負担割合
九 事業の効果
十 発電事業及び水道事業との関係
十一 その他農林省令で定める事項
4 公團は、前条第一項第一号の事業に係る第一項の事業実施計画について、次条第一項の規定により指示された事業基本計画に基いて、これを作成しなければならない。
5 前項の施設管理規程には、次の事項を定めなければならない。
一 管理する施設
二 管理の方法
三 施設の一部の管理を土地改良区に委託する場合にあつては、管理の委託に関する準則
四 管理費及びその負担割合
五 その他農林省令で定める事項

- 6 公団は、第一項の事業実施計画又は第四項の施設管理規程を作成しようとするときは、その事業実施計画又は施設管理規程について、関係県知事に協議しなければならない。
(事業基本計画)
第二十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号の事業につき、事業基本計画を定め、その概要を公表するとともに、事業基本計画を公団に指示しなければならない。
前項の事業基本計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 事業の施行区域に関する事項
二 受益地の区域、現況及び開発計画に関する事項
三 工事計画に関する事項
四 所要事業費及びその負担割合に関する事項
五 発電事業及び水道事業との關係に関する事項
六 その他政令で定める事項
3 農林大臣は、第一項の事業基本計画を定めようとするときは、大臣、建設大臣、通商産業大臣、建設大臣、自治庁長官及び經濟企画庁長官の同意を得なければならぬ。
(意見書の提出等)
第二十一条 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定による事業実施計画又は施設管理規程の提出があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その事業実施計画又は施設管理規程を二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。ただ
るところにより、その意見書を提出する者に通知するとともにその意見書に係る意見の概要及びその意見を採用すべきでないと認める理由を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。
2 公団は、第十八条第一項第一号の事業に係る事業実施計画について前項の規定による修正をする場合に、前条第一項の規定により

- 5 公団が第三項の規定により事業実施計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

6 公団は、第二項の場合において、同項の規定による意見書の提出しようとする場合には、第十九条第六項の規定を準用する。

7 第二項の規定によりその意見書に係る意見を採用すべきでないと認める旨の通知を受けた者及び第二項の規定による意見書を提出した者で第三項の農林省令で定める期間内に公団からその意見書に係る意見を採用するかどうかについての通知を受けなかつたものは、更に意見があるときは、農林省令で定める手続に従い、意見書を農林大臣に提出することができる。

8 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、農林省令で定める期間内に、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、公団に対しその事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えるべきことを指示するとともにその旨をその意見書を提出した者に通知し、その意見書に係る意見を採用すべきでないと認めるときは、その旨を理由を附した書面でその意見書を提出した者に通

- 9 農林大臣は、第七項の場合において、同項の規定による意見書の提出がなかつたときは、選議なく、その旨を公団に通知しなければならない。

10 公団が第三項又は第八項の規定により事業実施計画又は施設管理規程に必要な修正を加えたときは、その修正が当該事業に係る利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合を除き、その修正に係る部分について更に第一項からこの項目までに規定する手続を行はべきものとする。

11 農林大臣は、第十九条第一項又は第四項の規定により提出された事業実施計画又は施設管理規程について、第一項から前項までの規定により行はべき手続がすべて終了したときは、その旨を告示しなければならない。

12 公団は、第十八条第一項第一号イの事業で、これに係る事業実施計画においてその事業の施行によつて生ずべき施設の一部を発電事業又は水道事業を行ふ者に使用させる旨を定めたものについては、前項の規定による告示があつた後、その発電事業又は水道事業を行ふ者から、その者が当該施設の一部を使用する場合にはその事業実施計画に従つてこれを使用する旨の承諾を得なければならない。

13 公団は、第十八条第一項第一号又は第二号の事業について、その事業に係る事業実施計画につき

(監督)

第四十五条 公団は、農林大臣（発電事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び通商産業大臣、水道事業に係る専用施設の新設及び貸付に係る事項については農林大臣及び政令で定めるところにより厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣。以下この章において同じ。）が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

第四十六条 農林大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関する報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第六章 雜則

(解散)

第四十七条 公団の解散について、は、別に法律で定める。

(開始)

第四十八条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定す

る公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同法同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十一年法律第七十七号）附則第十条又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百五十五号）（以下「法律第五百五十五号」という。）附則第四十条の規定の適用については、法律第七十一条号附則第十一条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官若しくは地方技官又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

七号附則第十一条第一項の規定による公務員の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項中「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」と読み替えるものとする。

七号附則第十一条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えた同条第一項の規定を準用するものとする。

七号附則第十一条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えた同条第一項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときを含む。）及び

（公団の設立）

第五十条 農林大臣は、公団に対し、政令で定めるところにより、公団の設立の区域内にある農地法第六十二条各号に掲げるものの農地法施行第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされた者の公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

五 第四十条の規定に違反して業務を行つたときは、その同意を得て、第十九条第一項

の規定により読み替えた法律第六条第一項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項中「引き続いて公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官若しくは地方技官又は愛知用水公団の役員若しくは職員として在職し」とあるのは「引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し」と読み替えるものとする。

七号附則第十一条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するものとする。

七号附則第十一条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときを含む。）及び

（他の法令の準用）

第五十一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）、土地取引法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び政令で定めるその他の法律については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関となつて、これらの法令を準用する。

七号附則第十一条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定により読み替えた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときを含む。）及び

（施行期日）

第五十二条 公団が第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、または虚偽の報告をして、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員を三万円以下の過料に処す。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合に

（国有土地等の管理）

第五十条 農林大臣は、公団に対し、政令で定めるところにより、

その同意を得て、第十九条第一項

の規定により読み替えた法律第六条第一項の規定に違反して業務を行つたときは、

五 第四十条の規定に違反して業務を行つたときは、

六 第四十五条第二項の規定によ

る命令に違反したとき。

第五十四条 第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処す。

（附則）

第一条 この法律の施行期日は、公

布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

（公団の設立）

第二条 農林大臣は、第九条第一項

の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

（前項の規定により指名された総

裁となるべき者は、第九条第二項

の例により公団の副総裁又は理事となるべき者を指名する。

（前二項の規定により指名された

総裁、副総裁、理事又は監事とな

るべき者は、公団の設立の時に

いて、この法律の規定により、そ

れぞれ総裁、副総裁、理事又は監

事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、第二十条第一

項の規定による事業基本計画の概

要の公表をした後でなければ、前

条第一項の規定による指名をして

はならない。

官報 (号外)

第四条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者が前条の事務の引き継を受けたときは、その引継を受けた日ににおいて、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 公団は、設立の登記をすることによって成立する。

第八条 公団の最初の事業年度は、第三十条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第九条 公団の最初の事業年度の算については、第三十一条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遷滞なく」と読み替えるものとする。(登録税法の改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ四の次に次の二号を加える。

二ノ五 愛知用水公团自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ二の次に次の二号を加える。

六ノ五ノ三 愛知用水公团ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 愛知用水公团

(法人税法の改正)

第十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本住宅公团」の下に「愛知用水公团」を加え。」

(農林省設置法の改正)

第十四条 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 農地局に愛知用水公团監理官一人を置く。

4 愛知用水公团監理官は、命を受けた愛知用水公团の指導監督に関する事務を掌理する。

第九条第一項に次の二号を加える。

題名を次のように改める。

十四 愛知用水公团の指導監督を行ふこと。

(地方税法の改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公团」を加える。

第七十二条の四第一項第二号中「日本住宅公团」の下に「愛知用水公团」を加える。

第七十三条の四第一項第一号、第二百九十六条第一号及び第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社」の下に「愛知用水公团」を加える。

第十六条 土地収用法の一部を次の二号を加える。

(土地収用法の改正)

第十三条第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公团」を加え。」

第三条第五号中「地方公共団体」の下に「愛知用水公团」を加え。」

(国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律の改正)

第十七条 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次のように改正する。

4 農地局に愛知用水公团監理官一人を置く。

5 愛知用水公团監理官は、命を受けた愛知用水公团の指導監督に関する事務を掌理する。

題名を次のように改める。

日本輸出入銀行又は愛知用水公团が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

法律

本則中「又は日本輸出入銀行」を「日本輸出入銀行又は愛知用水公团」に改め、「第三条第一項」の下に「又は愛知用水公团法(昭和三十年法律第三十五条第一項)」を加える。

第二条 農地開発機械公团(以下「公团」という。)は、法人とする。

第三条 公团は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 公团は、政令で定めるところを置くことができる。

第五条 公团でない者は、農地開発機械公团といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公团に準用する。

第七条 公团に、役員として、理事長一人、理事一人以内及び監事一人を置く。

第八条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第九条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十一条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十二条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十三条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十四条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十五条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十六条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十七条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十八条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第十九条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十一条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十二条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十三条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十四条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十五条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十六条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十七条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十八条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

第二十九条 公团は、役員及び職員

の資本のため、国際復興開発銀行から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高能率の機械等を保有して、これを国、地方公共団体その他当該事業を行なう者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、公團を代表し、

その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところ

により、公團を代表し、理事長を

補佐して公團の業務を掌理し、理

事長に事故があるときはその業務

を代理し、理事長が欠員のときは

その職務を行ふ。

監事は、公團の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、農林大

臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認

可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、三年とす

る。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格条件)

第十二条 次の各号の一に該当する

者は、役員となることができな

い。

一 國務大臣、國會議員、政府職

員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員

(二 政黨の役員)

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第十二条 農林大臣又は理事長は、

それぞれその任命に係る役員が前

条各号の一に該当するに至つたと

きは、その役員を解任しなければ

ならない。

農林大臣又は理事長は、それぞ

れその任命に係る役員が次の各号

の一に該当するとき、その他役員

たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができる。

(役員の解任)

二 職務上の義務違反があると

き。

3 理事長は、前項の規定により理

事事務を解任しようとするときは、農

林大臣の認可を受けなければなら

ない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、營利目的とす

る団体の役員となり、又はみずから

營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公團と理事長又は理事との利益が相反する事項について

は、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公團

を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長及び理事は、公團

の職員のうちから、公團の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判

外の行為をする権限を有する代理

人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公團の職員は、理事長が

任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七条 役員及び職員は、刑法

第40条(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな

す。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公團は、第一条の目的を

達成するため、次の業務を行ふ。

一 農地の造成又は改良の事業を

行う者に対し、当該事業の用に供する機械及び器具(これらの

附屬品及び部品を含む)の貸付

を行ふこと。

二 委託を受けて農地の造成又は改良の工事を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務

(業務の方法)

第十九条 公團は、業務開始の際、

業務の方法を定め、農林大臣の認

可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様

とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき

事項は、農林省令で定める。

3 農林大臣は、第一項の規定によ

り認可をしようとするとき、又は

前項の規定により農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協

議しなければならない。

各事務所に備えておかなければならぬ。

(借入金)

2 公團は、農林大臣の認可を受けて、政府又は国際復興開

発銀行以外の金融機関から長期借

入金又は短期借入金をすること

ができる。

3 第二項の規定による短期借入金

を変更しようとするときも、同様

とする。

2 公團は、前項の規定による認可を受けなければならぬ。これ

を申請書に添えなければならない。

3 第二項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなけ

ればならない。ただし、資金の不

足のため償還することができない

ときは、その償還することができない

金額に限り、農林大臣の認可

を受けて、これを借り換えること

ができる。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財務諸表)

第二十二条 公團は、毎事業年度の

決算を翌年度の七月三十一日まで

に完結しなければならない。

(決算)

第二十三条 公團は、毎事業年度、

農林省令で定めるところにより、

財産目録、貸借対照表及び損益計

算書(以下この条において「財務諸

表」という。)を作成し、決算完結

二月以内に農林大臣に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

2 公團は、前項の規定により財務

諸表を農林大臣に提出するとき

は、これに予算の区分に従い作成

した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報

告書に関する監事の意見をつけな

ければならない。

2 外資に関する法律(昭和二十五

年法律第百六十三号)第三条に規

定する外国投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係

る貸付金債権について同法第十三

条の二の規定による大蔵大臣の指

定を受けたものとみなして、同法

の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第二十六条 政府は、公團に対しても

長期又は短期の資金の貸付をする

ことができる。

若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公団の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合における。その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとされる。

五 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全責は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立) 第二条 農林大臣は、第九条第一項の例により、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九条第二項の例により公団の理事となるべき者を指名する。

3 第八条 公団の最初の事業年度の予算について、第二十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅延なく」と読み替えるものとする。

4 第八条 第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」の下に「農地開発機械公団」を加え、「愛知用水公団又は農地開発機械公団監理官」の下に「又は農地開発機械公団監理官」を加え、「愛知用水公団の指導監督」を、それぞれ

3 前二項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、公団の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれこの法律の規定により、それれたるものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二条第一項又は第二項の規定により指名された役員となるべき者の全責は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算について、第二十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅延なく」と読み替えるものとする。

第九条 第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」の下に「農地開発機械公団」を加え、「愛知用水公団又は農地開発機械公団監理官」の下に「又は農地開発機械公団監理官」を加え、「愛知用水公団の指導監督」を、それぞれ

(登録税法の改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条第一号ノ五の次に次の一号を加える。

一ノ六 農地開発機械公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第十三条 第六号ノ五ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ四 農地開発機械公団ノ発スル証書、帳簿

第十四条 印紙税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

第十四条 第二項(所得税法の改正)の一部を次のよう改訂する。

第十三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

第十四条 第二項(所得税法の改正)の一部を次のよう改訂する。

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第十四条 第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」を加える。

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第十六条 国際復興開発銀行から外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第一百六号)の一部を次のように改訂する。

第十七条 国際復興開発銀行から外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第一百六号)の一部を次のように改訂する。

第十八条 国際復興開発銀行から外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律(昭和二十八年法律第一百六号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 農林省設置法(昭和二十一年法律第五百三十三号)の一部を次のように改訂する。

第六条第三項中「一人」を「及び四人」に改め、同条第四項中「愛知用水公団監理官」の下に「又は農地開発機械公団監理官」を加え、「愛知用水公団又は農地開発機械公団」に、「又は愛知用水公団法(昭和三十年法律第三十五号)第三十五

和三十年法律第一項(号)第三十五
一条第一項又は農地開発機械公團法
(昭和三十年法律第一項(号)第二十
五条第一項)に改める。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

北海道における国有林野の風害木
等の売払代金の納付に関する特別
措置法の一部を改正する法律案
右の本院提案をここに送付する。

昭和三十一年七月二十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井 長八

北海道における国有林野の風害木
等の売払代金の納付に関する特別
措置法の一部を改正する法律案
右の本院提案をここに送付する。

昭和三十一年四月一日を「昭和三十二
年十月一日」に改め、同項を第四項
とし、第一項の次に次の二項を加え
る。

2 農林大臣は、風害木等を売り払
う場合において、次の各号の一に
該当するときは、担保の提供を免
除し、かつ、利息を附さないで、
二年内の延納の特約をすること
ができる。

一 地方公共団体が、公用又は公
共用の施設及び公営住宅の建設
の用に供するため、風害木等の
売払を受けようとするとき。

二 地方公共団体が、農林漁業用
共同施設及び中小企業用共同施
設の建設資材としてその需要者
に充り渡すために必要な用材に
充てるため、風害木等の売払を
受けようとするとき。

3 農林大臣は、日本住宅公團が住
宅の建設の用に供するため風害木
等の売払を受けようとするとき
は、日本住宅公團に対し、担保
の提供を免除し、かつ、利息を附
さないで、二年内の延納の特約
をすることができる。

4 市町村で昭和二十九年四月一日以降
発生した災害によりその区域内にお
いて災害救助法(昭和二十二年法律
第一百八号)に基づき救助が行われた
ものに対して、「農林大臣は、昭
和二十九年四月一日以後発生した災
害(以下「災害」といふ。)によりその
区域内に被害を生じた地方公共団体
に対して、「」に、「その災害」を「災害」に
が、「」に、「その災害」を「災害」に
市町村が、「」を「その地方公共団体
同項第一号中「その市町村が、その
災害による被害者の住宅又は政令で

定める農林漁業用施設」を「その地方
公共団体が、災害による被害者の住
宅その他の施設」に改める。

第二項中「前項」を「前各項」に、「昭
和三十一年四月一日」を「昭和三十二
年十月一日」に改め、同項を第四項
とし、第一項の次に次の二項を加え
る。

2 農林大臣は、風害木等を売り払
う場合において、次の各号の一に
該当するときは、担保の提供を免
除し、かつ、利息を附さないで、
二年内の延納の特約をすること
ができる。

一 地方公共団体がこの法律施行前に締
結した風害木等の売払の契約(都
府県の区域内で風害木等を引き渡
すことなどを条件とするものに限る)
でこの法律の施行の際延納期限が
到来していないものについては、
農林大臣は、その契約を変更し
て、その延納期限を三箇月以内延
長することができる。

2 農林大臣がこの法律施行前に締
結した風害木等の売払の契約(都
府県の区域内で風害木等を引き渡
すことなどを条件とするものに限る)
によると著しい減収のためその生産
に係る米麦がその農家の飯用消費
量に著しく不足する旨又は水害
知事の認定を受けたものをいう。
(米麦の充渡)

3 第三条 市町村が被害農家に対しそ
の飯用消費量を基準として水害に
よる損害又は減収の程度を参考や
くして農林大臣の定める数量の米
麦を充り渡すのに必要な数量の米
麦を都道府県が当該市町村に充り
渡す場合には、政府は、当該都道
府県に対し、これに必要な数量の米
麦を農林省令で定める手続に従
い充り渡すものとする。

4 (充渡の価格)
○江田三郎君 大たいま議題になりま
した農林水産関係の四つの法案につい
て、農林水産委員会における審査の經
過及び結果を報告いたします。

最初公團関係両法案についてまとめて
申し上げたいと存じます。
まず愛知用水公團法案についてであ
りますが、本法律案の提案の理由につい
ては、その説明の冒頭において大要次
のように述べられております。すなわ
ち「国土を総合的に開発し、その利用
の高度化をはかり、食糧増産上、農業

各号に掲げる額となるように農林
大臣が定める。

一 國内産米穀については玄米
(三等)一石につき九、一二〇円
(昭和三十年の米穀について
は九、七五五円)

二 輸入米穀については前号の額
(三等)五一・五キログラムにつ
き一、一五〇円

三 大麦については普通小粒大麦
(三等)六〇キログラムにつき二、
五八円

四 はだか麦については普通はだ
か麦(三等)六〇キログラムにつ
き一、一五〇円

第五 小麦については普通小麦(三
等)六〇キログラムにつき二、
五八円

六 麦製品については前三号の額
にその製造又は加工に要する費
用を加えて得た額

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

昭和三十年六月及び七月の水害に
よる被害農家に対する米麦の充渡
の特例に関する法律案

右の本院提案をここに送付する。

昭和三十一年七月二十九日
衆議院議長 益谷 秀次

1 この法律は、公布の日から施行す
る。

2 本則第一項及び第二項の各号
の一に該当する場合において農

業による被災者に対する米麦の充渡
の特例に関する法律

昭和三十年六月及び七月の水害
による被害農家に対する米麦の充渡
の特例に関する法律

經營の安定をはかることは、現在わが国において最も重要な事柄であつて、かよくな観点に立つて農林省は農地の改良及び開発を総合的かつ効率的に行う計画を検討し、その結果愛知用水事業を取り上げることとした。愛知用水事業は、名古屋市東方に位する平野及びこれに接続する知多半島一帯に木曾川水系の水を高度に利用し、これら地域の総合的開発をはかるうとするものであつて、太曾川支流玉瀧川にダムを新設し、ここに貯溜された水を岐阜県兼山から取水して、新設水路を通して知多半島に導き、用水不足水田の補水、農地の開発及び畑地灌漑を行い、あわせて地域内市町村の飲料用水及び工業用水を供給するとともに、貯水池の下に新たに設置される発電所や下流の既存の発電所の発電にも利用しようとするものであつて、この事業によつて補水される水田約一万六千五百町歩、二毛作の可能となるもの約六千八百町歩、開田約三百町歩、開畝約二千九百町歩、畑地灌漑約一万六千三百町歩に及び、その結果米麥約二十七万一千石が増産され、「年間約九千七百万キロワット・アワーの電力が発生し、約三十一万四千人に対して飲料水を供給することができることになる」というのあります。

しかして本事業の資金といたしましては、國家資金のほか、国際復興開発銀行からの融資及び米国余剰農産物見返り金資金をもつてこれに充てることとし、所要資金総額は、公團事務費を

申めて、昭和三十年度から三十五年度まで六カ年間に三百二十一億二千八百八〇万円であります。そのうち三十六億円は国際復興開発銀行融資に期待し、その融資は、輸入を必要とする建設機械及び開墾機械の資金とし、残り二三百八十五億二千八百万円の円資金は、米国余剰農産物見返り円資金その他に待つこととして、従来の土地改良事業の施行の方式とは異なるた構想のもとに、愛知用水公団を設立して、これに事業を効率的に行わしめることにしようと存するものであります。

府長官及び経済企画庁長官の同意を得て定めて指示するところの事業基本計画に基き、関係知事と協議して定めた事業実施計画、または設置管理規程によつて実施しなければならないこととして、その費用としては、大体現行の土地改良事業に準じ公團が受益者及び関係団体から賦課金あるいは負担金として賦課徴収することになります。

第三は、公團の財務及び会計についてであります。その收支予算及び資金計画は毎年度農林大臣の認可を受けてなければならないこととし、借入金の借り入れ、余裕金の運用、財産処分等について一定の制限を加え、また事業費に対する国の補助及び国際復興開発銀行からの資金の借り入れに対する政府の保証等についても規定が設けられております。

委員会におきましては、まず農林省局から提案の理由及び法律案の内容等について説明を聞き、質疑に先立つて本法案によつて施行されることになつてゐる事業の実態を確かめるため、特に議長の承認を受けて委員を派遣して、愛知用水事業地帯の現地調査を行なつたのであります。その調査の結果について大要次のよう報告せらるべきであります。

尾崎地點及び水没予定の玉瀬村の中心部まで車を進めて現地を視察したが、長野県では全面的にダム建設に反対の機運にあり、水没地にもダム反対の看板を掲げており、太曾福島で県議会、地方事務所、町村長、林野庁等の反対陳情を聞き、その日に帰京した。」と報告されています。

統いて質疑に入ったのであります
が、その当初において、本法律案並びに別途提案されている農地開発機械公
團法案によつて提示されているこの種
の事業の性格、その他、これら法律案
に関する基本的な問題について究明
するため、農林大臣、大藏大臣、經濟
企画庁長官の出席を求めて、これら兩
事業は国内における食糧増産のため、
他の土地改良事業あるいは干拓事業に
比べて最も効率的なものと認めた結果
によるものか、あるいは特別に規制は
なくして決定したものであるか。事業資
金について世界銀行の融資は少く、米
国余剰農産物の今後における受け入れ
はいまだきまらず、國の財政には余裕
がない状態においてこれらの事業を施
行することは、その結果が一般的の土地
改良事業等にしわ寄せされることが氣
すかわれるが、かような心配はない
か。かような心配がないということを
いかにして保証するか。来年度経済企
画庁において予定されている食糧増産
事業費六百八十億円については財務當
局も承認したはずであるが、その中に
は今回の両公團法案による事業の分も
含まれているか。米國余剰農産物の受
け入れは、国内食糧増産上弊害がある

ので、重ねて交換することは避くべきではないか。本事業が当局から述べられているようにきわめて有効適切なものであるならば、将来の見通しの的確が國に押しつけられたのではないか。牧野改良並びに自給飼料の改良増産を事業計画の中に取り入れるべきではないか。本事業による経費負担区分に関する基本的な考え方はどうであるか、特に工業及び農業の方におののの長期にわたる利益をどのように見ておられるか、提供された資料にアロケーションは決定的のものである。余裕さえあれば国内資金でやるべきであって、今後は政府部内一致した方針として総合経済六ヵ年計画の一環として、食糧支米換算三千三百万石余を増産することとし、これがため昭和三十一年度に愛知用水関係を含めて六百八十億円の資金が必要であるが、資金運用による利子その他の利潤は農業関係に再投資すべきではないか。これらの工事によって被害をこうむる地元の住民、特に水没者に対する取扱方針はどうなっているか、本事業の経済効果及び受益者たる農民の借款返入することになつておるか、そしてそれは借款のひもつき条件であるか、この程度の事業は日本の技術でできないのか、日本技術の向上のための科学技術研究の振興についてどんな方針を持つておるか等の問題についてただ

されましたところ、三大臣から大要次のような趣旨の答弁がなされたのであります。

すなわち「わが国財政の現状では、すでに計画した食糧増産事業の実行さ

れども困難であつて、本事業のようによつた事業を行うことは至難であるが、今回このような資金を手に入れることができたので、他の事業は国内の資金でもかない、このよだな大規模な事業は見返り資金等の外資によつて着手することが適当であると認めた、

現内閣もこれに賛成して引き継いだのである。余裕さえあれば国内資金でやるべきであって、今後は政府部内一致した方針として総合経済六ヵ年計画の一環として、食糧支米換算三千三百万石余を増産することとし、これがため昭和三十一年度に愛知用水関係を含めて六百八十億円の資金が必要であるが、

本事業は、特にその規模が大きい場合においては、高能率の機械によらなければ、これを急速かつ合理的に行うこと

ができないのであります。かゝる

こととし、これらの業務の実施につい

ては、あらかじめ事業の方法を定めて

農林大臣の認可を受けなければならぬこととなつております。

なお、政府はこの公団に対して、北

海道及び青森県の区域内において行う

農業開発機械公団を設立し、国際復興開

発行等から融資を受けて、優秀な機械

を買入れ、これを管理し、農地の造

成及び改良事業を行ふ者に貸し付け、

あるいはこれらの者から委託を受けて

その事業を行ふこととし、さしあたり

農業経営の確立について、ある部分は

愛知用水を開発される地区に移住を勧め、水没地区にとどまる者もその後經營の安定ができるよう指導したい。ア

メリカの技術及び機械の利用について

は、世銀借款の関係上、その信頼する

技術コンサルタントの審査を必要と

し、ダムと主要幹線水路の設計はアメ

リカの技術によることになつて、その内

この種事業については、これをテス

ト・ケースとして日本の技術者に新し

い技術を習得させ、今後の国内技術の

向上をはかりたいと思ふ」云々と述べ

られたのであります。統いて事務当局

の仕組みについてあります。公団

の性格、組織、役員、財務及び会計そ

の他について形式的及び規模等には多

少の相違がありますが、実質的には大

きな重ねて政府首脳に対して総括的な

質疑が行われる等、きわめて慎重な審

議が遂げられたのであります。これ

が詳細については会議録に譲ることを

御了承願いたいのであります。

第二は、この公団の業務についてで

あります。が、これは国、地方公共団体そ

の他農地の造成または改良事業を行

う者に対し、かかる事業に使用する機械

の貸付を行い、あるいはこれらの者の

おいては、その見返り資金は少くと

されましたところ、三大臣から大要次のように見返り資金等の外資によつて着手することが適当であると認めた、前内閣において話が進んでいたので、現内閣もこれに賛成して引き継いだのである。余裕さえあれば国内資金でやるべきであって、今後は政府部内一致した方針として総合経済六ヵ年計画の一環として、食糧支米換算三千三百万石余を増産することとし、これがため昭和三十一年度に愛知用水関係を含めて六百八十億円の資金が必要であるが、

これについて日下関係各省で打ち合せ中であり、ぜひ実現したい、従つて愛知用水公団の事業は今後の外資導入のいかんにかかわらず、政府はぜひともこれをやりとげたい、しかも規定の事業には影響のないように努力したい、

今後の米国余剰農産物の受け入れについては目下検討中であるが、今後米は断わり、とうもろこし等の飼料を入れない、受け入れは本年よりは減るかもしない、見返り資金の半分くらいは余剰農産物受け入れの犠牲となる農業の開発に支出したい、経費のアロケーションは一応の案であり、再検討して

おられます。

第三は、この公団の業務についてで

あります。が、これは国、地方公共団体そ

の他農地の造成または改良事業を行

う者に対し、かかる事業に使用する機械

の貸付を行い、あるいはこれらの者の

おいては、その見返り資金は少くと

もその二分の一以上を国内農業関係のため優先且つ重点的に支出すべきである。

二、本法に基く事業実施に当つて、既に計画し、或いは予定されている国内事業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する等、これら的事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないと。

三、本法の事業による水没その他被害者に対し、各権利者の納得を得て個人については金銭補償と併せて移住適地の供与等、農業經營の維持に関するも遺憾なく措置すること。

四、国有林運輸施設の水没等については速やかに付替工事を完成し、運輸機能に遺憾なからしめるとともに、木曾谷地区の産業構造に変化を来たし、地元住民に不安を与えること。

五、本事業によって木曾川下流における野水利用権に悪影響を及ぼすことのないよう十分なる対策を講ずるとともに、木曾川の河床低下にもとづく既存用水の改修工事についても万全を期すること。

六、ダム幹線水路の共同部分の費用の振分については発電及び水道の事業主体の受益度合を再検討し、農業の負担軽減について特段の考慮を払うこと。

七、愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金については農民の負担能力を勘案し適正なる額とする。

八、余剰農産物資金融通特別会計及び愛知用水公団会計に余剰金を生じたときは、これを農業に優先的に且つ効率的に使用するよう考慮すること。

九、牧屋橋ダムの構築については、苟しくも遺漏のないより万全を期し、且つその集水区域内の治山治水については国及び電力会社その他関係者は之が実施に最善を尽すこと。

十、外国技術の受け入れについては、必要最小限度に止め、国内技術の高度活用に努め、併せて機械器具類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

次に、農地開発機械公団法案に対する附帯決議

本法に關し政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、本法に基く事業の実施に当つては、既に計画され或いは予定されている国内農業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する等、これら等事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないと。

二、受益区内の農民が本事業に関し公団に支払うべき金額は、農民の負担能力を勘案して、適正なる額に定めること。

三、国外技術の受け入れについては、必要最小限度に止め、極力国内技術の活用に努め、併せて機械器具

類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

四、入植農家の営農の確立及び生活の安定のため資金の確保及び国助成等に關し万全の措置を講ずること。

五、営農に當つては、耕作に偏すことなく、草地を活用し、家畜の導入に努める等、総合的方式を確立すること。

六、農地開発機械公団法案に對する希望を期するため、公団の人事に特に慎重を期されたいとの希望を付して賛成があり、東委員から、「機械開墾について開拓事業を完璧ならしめるため、開墾と同時に道路、電燈、学校、病院等の文化厚生施設についても、十全を期すべきである」旨の希望を付して賛成があり、千田委員から、「付帯決議の実行に遺憾なからしめるとともに、機械開墾地帯は冬期その事業を休止するから、その間の機械の活用について善処すべきである」旨の希望を付して賛成がありました。

統一して採決に入り、両法律案とも全会一致をもって、重政委員提出にかかる付帯決議を付して原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の付帯決議に對して、農林大臣から、「よくその趣旨を体して実施に當る」旨發言のありましたことを申し添えて報告を終ります。

統一して、北海道における国有林野の風害木等の充拠代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第三は、都府県への国の直営輸送販売材の充拠代金の延納についてであ

昭和二十九年五月及び九月の暴雨によつて、北海道において生じた国有林野の風害木は、未會有の数量に達しましたのであります。これが処理はおおむね昭和二十九年度以降三カ年間に整理する計画に基いて、伐採及び選擇等、その生産は比較的順調にはかどつておりますが、その消化についてははなはだ低調でありますので、これが需要を増進し、その消化を促進する意図から、昨年十二月成立を見ました北海道における国有林野の風害木等の充拠代金の納付に關する特別措置法の一部を改正し、その適用対象を拡大して風害木等の総合的な処理の完璧を期することにしようとするのが本法律案が提出されました目的であります。その内容の大要は次のようになります。

第一は、風害木等の充拠を受けたものの資格を、現行法では北海道における市町村で昭和二十九年四月一日以後災害救助法の発動が行われたものにおける農林漁業用施設等の復旧の用に供するものに限定されておりますが、これを改めて、北海道のほか内地を含め、一般の災害における復旧資材並びに災害以外の特定の施設の用に供するものにまで拡大し、また買受機関として、地方公共団体並びに日本住宅公団に範囲を拡大することでありま

りまして、風害木の國による直営輸送販売材の円滑なる処理を促進するため、すでに契約を結び、いまだ延納期月以内延長することができるにし

め、月以内に到来していないものについては、から提案理由の説明を開き、統一して質疑に入り、本法律案の内容及び運用等に委員会におきましては、提案者代表よりとするものであります。

次いで討論に入り、別に発言もな

く、統一して採決の結果、全会一致を

もつて、衆議院提出案通り可決すべきと決定した次第でござります。

最後に、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案について申しあげます。

本年六月及び七月、東北地方及び北海道に起つた水害によつて、その所有している米麦が流失、埋没または腐敗し、あるいは非常な減収のため飯用の食糧にはなはだしく事を欠く飯米不足被害農家に対して、すでに昭和二十八年及び同二十九年の冷害等の際に被られた措置にならつて、政府が所有

している米、麦類及び麦製品を特別価格で充り渡し、もつてこれらの被害農家が安んじて生業に精励することができるようにしようとするのが本法律案が提出された目的であります。これが内容は大要次のようであります。すなわち第一は、この法律案に基いて食糧の充り渡しを受けることができ

昭和三十九年七月三十日 参議院会議録第四十三号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案外一
件

九〇六

- 4 等」とは、次に掲げるものをいふ。
一 國以外の者が相當の反対給付を受けないで交付する給付金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部として、當該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの。
二 利子補給金又は利子の輕減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を輕減して融通する資金。
三 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
4 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいい。
（関係者の責務）
第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が國民から徵収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正か

つ効率的に使用されるよう努めなければならない。

どうか、金額の算定に誤がないか
どうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定

四　補助事業等を中心として廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

(申請の取下げ)
第九条 補助金等の交付の申請をし
た者は、前条の規定による通知を
受領した場合において、当該通知
に係る補助金等の交付の決定の内
容又はこれに附された条件に不服

があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げを

することができる。

があつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつ

(事情変更による決定の取消等)
たものとみなす

第十条 各省各府の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に付する時

別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一

部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変

更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期

間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消

すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生

した事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要が

なくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取

消により特別に必要となつた事務又は事業に対しても、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

(関係者の責務)

第三条 各省各厅の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正か

第六条 各省各厅の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか

三 補助事業等の内容の変更（各省各厅の長の定める輕微な変更を除く。）をする場合においては、各省各厅の長の承認を受けねばならない。

(決定の通知)
第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した場合にはその条件を附した者に補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

3 なくならつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しでは、政令で定めることにより、補助金等を交付するものとする。

2、前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

卷之三

通志

第二十二条 補助事業者等に 補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各府の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならぬ。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

定、補助金

消、補助金等の返還の命令その他
補助金等の交付に関する各省各庁
の長の処分に對して不服のある地
方公共団体(港湾法(昭和二十五年
法律第二百十八号)に基く港務局
を含む。以下同じ。)は、政令で定
めるところにより、各省各庁の長
に対し不服の申立をすることが

はより補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは罰金を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十三条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は

つきその団体を代表するほか、法
人を被告人とする場合の刑事訴訟
に関する法律の規定を準用する。
第三十三条 前条の規定は、○○地
方公共団体には、適用しない。
○○地方公共団体において第二十
九条から第三十一条までの違反行
為があつたときは、その行為を一

八

補助金等に該する場合において、同法（第二条第七項を除く）中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社の総裁」と、第一条、第七条及び第十九条中「国」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとする。

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対する監査等の実施を命ぜ得る。

職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に關する事務に從事する國又は都道府県の職員は、當該事務を不當に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要

適用除外

第二十六條 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。

をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

卷之三

(第五十条の二 極助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二号)の規定(罰則を含む。)は、日本国有鉄道の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除む。)中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道の總裁」と、第二条、第七条及び第十九条中「國」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替えるものとする。

昭和三十年七月三十日 参議院会議録第四十三号 準助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案外二件

の交付を一時停止し、もしくは他の補助金等と未納付額とを相殺することができるのこととし、さらにこれら返還金等の徴収に当つては国税徴収の例によることができることとしよりとするものであります。第五に、偽りその他不正手段により補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者は補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした者等に対し、所要の罰則規定を設けようとするものであります。なお、地方公共団体に対しては、その団体の性格上、団体自体には罰則を適用しないこととしようとするものであります。第六に、以上のとく、補助事業者等に対し相当厳格な規律をもつて臨むことといたしておる付する側においても、その取扱いをより適正にするため、補助金等に関する事務、その他補助金等にかかる予算の執行に関する事務に従事する職員に對し、事務を不当に遅延させたり、または必要な限度をこえて補助事業者等もしくは間接補助事業者等に対し、干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分に不服のある地方公共団体に対しては、不服申し立ての道を開くこととしているのであります。なお、日本専業公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対してもこの法律を準用しよもうとするものであります。

一、各官庁の長は補助金の交付決定権に当つては、補助事業の遂行を困難ならしめないようにすること。

二、補助金を受ける側の不正に対し課せられる罰則を、交付する国の行政機関の公務員の不正に対しても適用すること。

三、第三十一条において六ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金とあるのを、体刑を削除して、罰金刑だけにすること。

であります。

場合の処罰規定は大体三年になつていて、これらの罰則規定と合せて五年とすることが適当であると思ふ」との答弁があり、また、「補助金を国が交付する場合、たとえば単価の計算とか、あるいは補助率というものが実態と合わない場合が多いが、本法が施行された場合には、実態に即応するような予算的措置を講じなければならぬと思うがどうか」との質疑に対しでは、「従来も不可能なような単価の組

六十キログラム当り九百六十九円、同年十月一日から同月十五日までに売り渡されたものについては一石当り一千八百円として六十キログラム当り七百二十四円、同年十月十六日から同月末までに売り渡されたものについては一石当り一千五百四円として六十キログラム当り六百円、同年十一月十日から翌年二月末までに売り渡されたものについては一石当り一千二百四円として六十キログラム当り四百八十四円を非課税とし、よりとどまるものであります。なお、この非課税

次に、日本出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、最近東南アジアを初め、海外からブランケット輸出等の引き合いが相次ぎ、その契約条件は長期的なものであり、日本輸出入銀行の融資を必要とする度合いが累増する趨勢にあるのであります。すなはち、昭和三十年度における日本輸出入銀行の融資見込額は、年度内四百八億円、年度末融資残高見込み五百五億円と推定されておりますが、現

一、各官庁の長は補助金の交付決定に当つては、補助事業の遂行を困難ならしめないようにすること。
二、補助金を受ける側の不正に対し課せられる罰則を、交付する国の行政機関の公務員の不正に対しても適用すること。
三、第三十一条において六ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金のあるのを、体刑を削除して、罰金刑だけにすること。
（三）
本案の審議に当たりましては、決算委員会と連合審査会を開催する等慎重なる審議を行なつたのであります。が、そのおもなる質疑を申し上げますと、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者は、五年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金を課し得ることになつてゐるが、詐欺罪に関する刑法第二百四十六条の十年以下の懲役に関する規定と比較して、はなはだしく均衡を失しておるのでないか」との質疑に対し、「刑法第二百四十六条の普通詐欺罪の場合においては、その詐欺によつて得た金を個人的な利益とするが、いわゆる偽わりその他不正手段によつて得た公金は、大体において公共団体もしくはその他の法人に使わせるということで、私利をはかるという観念が伴わない関係にあり、この点が普通詐欺罪と異なる。また国税金の過分の払い戻しを受けたような考え方で、税法上の詐欺その他の不正の手段により税金を免れた場合、またの行政権に対する侵害というようなります。

場合の処罰規定は大体三年になつてゐるので、これらの罰則規定と照し合せて五年とすることが適当であると思ふ」との答弁があり、また、「補助金を計算とか、あるいは補助率といふもののが実態と合わない場合が多いが、本法が施行された場合には、実態に即応するような予算的措置を講じなければならぬ」との答弁がありました。その他詳細は、速記録により御承知願いたいと存じます。

次に、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の食糧需給の現状にかんがみ、昭和三十年産米穀については、生産者からの事前売り渡し申し込みによる集荷制度を実施することとなりましたので、この制度による所要数量の確保をはかる措置として、事前売り渡し申し込みに基いて昭和三十一年二月末日までに政府に対して米穀を売り渡したものとの昭和三十年分の所得税について所要の軽減措置を行おうとするものであります。

すなわち玄米一石当たり平均千四百円を非課税とすることとし、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については、一石当たり一千四百円として

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、最近東南アジアを初め、海外からプラント輸出等の引き合いが相当の額に上つておるほか、その契約条件は長期的なものであり、日本輸出入銀行の融資を必要とする度合いが累増する趨勢にあるのであります。すなはち、昭和三十年度における日本輸出入銀行の融資見込額は、年度内四百八十九億円、年度末融資残高見込み五百五億円と推定されておるのであります。現在の資金量は資本金二百十億円、借入金八十億円、合計二百九十九億円であります。この資金量をもつてしては不足を来たすこととなるのであります。そこで産業投資特別会計から百四十億円を出資せしめ、これに伴つて日本輸出入銀行法第四条の資本金二百十億円を、三百五十億円に改めようとするものであります。このほか日本輸出入銀行本年度内の融資見込額等を推算いたしましたとして、資金運用部から八十億円の借り入れを予定いたそうとするものであります。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます、よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(參議院提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案 地方道路譲与税法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小笠原二三男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十年度限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの水害のための減免及び徴収猶予であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の水害を受けた地方公共団体は、政令で指定する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方交付税法の一部を改正する法律案

総額及び前年度に対する増減額に改め、同条第三号を削る。

第十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

計の積立金をもつてその金額を引受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

〔起債許可についての協議〕

昭和三十年七月二十五日

衆議院議長 益谷 秀次

第三条 自治厅長官は、第一項第一項の規定による地方債について地

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。

(政令委任)

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方交付税法の一部を改正する法律案

第六条の二第一項を次のように改める。

毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

第七条第一号中「イ 賞出費目」との経費を「イ 賞出の種類」との

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第十条第五項中「交付税の総額の百分の九十四に相当する額」を「普通交付税の総額」に、「特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。」を「特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	三一八、〇〇〇〇〇円
二 土木費	道路費 橋りょう費	道路の面積 橋りょうの面積	一平方メートルにつき 一平方メートルにつき
3 河川費	河川費 河川の延長 港湾(漁港を含む) におけるけい船岸の 延長	一メートルにつき	六三三 一一二四八 一九七一
4 港湾費			一・三〇〇〇〇〇
	5 その他の土木費	人口 面積	一人につき 一平方キロメートルにつき
	6 小学校費	児童数 学級数	一人につき 一学級につき
	7 公園費	面積	一八三〇〇〇〇〇

昭和三十年七月三十日 参議院会議録第四十三号 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案外二件

九二二

		道府県		市町村		三 教育費	
		2 中学校費		1 小学校費		2 中学校費	
		3 高等学校費		1 小学校費		3 教育費	
2	中学校費	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
3	高等学校費	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
4	その他の教 育費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
4	厚生労働費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
4	社会福祉費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
3	衛生費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
3	労働費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
5	産業経済費	失業者数	失業者数	失業者数	失業者数	失業者数	失業者数
1	農業行政費	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積
2	林野行政費	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数
2	水産行政費	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積
4	商工行政費	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数
4	その他の行政 費	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数
1	徴税費	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額
2	その他の諸 費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
7	災害復旧費	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金
1	消防費	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積
2	土木費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費
2	1 道路費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
3	港湾費	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長
4	都市計画費	人口	人口	人口	人口	人口	人口
5	その他の中 木費	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口

第十二条第二項の表警察職員数の項中「第五十六条」を「第五十七条」に、同表中

		市町村		三 教育費	
		1 小学校費		2 中学校費	
		3 高等学校費		3 教育費	
1	教育費	面積	面積	面積	面積
2	小学校費	児童数	児童数	児童数	児童数
3	中学校費	学級数	学級数	学級数	学級数
4	高等学校費	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
4	その他の教 育費	人口	人口	人口	人口
4	厚生労働費	人口	人口	人口	人口
4	社会福祉費	人口	人口	人口	人口
3	衛生費	人口	人口	人口	人口
3	労働費	人口	人口	人口	人口
5	産業経済費	失業者数	失業者数	失業者数	失業者数
1	農業行政費	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積
2	林野行政費	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数	農業者(畜産業者を 含む)の数
2	水産行政費	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積	民有林野の面積
4	商工行政費	水産業者数	水産業者数	水産業者数	水産業者数
4	その他の行政 費	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数
1	徴税費	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額	道府県税の税額
2	その他の諸 費	人口	人口	人口	人口
7	災害復旧費	元利償還金	元利償還金	元利償還金	元利償還金
1	消防費	道路の面積	道路の面積	道路の面積	道路の面積
2	土木費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費	橋りよら費
2	1 道路費	人口	人口	人口	人口
3	港湾費	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長	港湾(漁港を含む) における防波堤の延長
4	都市計画費	人口	人口	人口	人口
5	その他の中 木費	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積	土地地区整理事業の 施行地区の面積
人口	人口	人口	人口	人口	人口

六 港湾におけるけい
い船岸の延長 最近の港湾に係る統計法(昭和二十一年法律第十八
号)第三条に規定する指定統計調査(以下単に「指定
統計調査」といふ。)の結果による当該地方団体が経費を負
担する港湾におけるけい船岸の延長

最近の港湾調査の結果による当該地方団体が経費を負
担する港湾におけるけい船岸の延長

を

第二十条の三の見出しを「(減額置)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十九条第二項若しくは第三項、前条第四項又は地方財政法第二十六条の規定により、すでに交付した交付税の額の全部又は一部を返還された場合においては、その返還された額は、当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 当分の間、第十四条第三項の税目(うち、道府県民税中法人税割、事業税中法人の行う事業に対する事業税及び市町村民税中法人税割に係る基準税額を算定する場合において、当該税目による前年度分の基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額を当該年度の基準

税額に加算し、又はこれから減額することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。ただし、地方交付税法第十四条第二項の改正規定

は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十年度に限り、改正後の地方交付税法(以下「新法」といふ)第六条第二項の規定による

(昭和二十三年法律第二百五十五号)附則第五項の規定により日本専充公社から交付税及び譲与税配付金特別会計に納付される金額に相当する金額を加えた額の百分の九十二に相当する額をもつて普通交付税の総額とし、当該合算額の百分の八に相当する額から次項に規定するたゞこの専充特別地方配付金に相当する額を控除した額に相当する額をもつて特別交付税の総額とする。

3 前項の日本専充公社法附則第五項の規定により日本専充公社から納付される金額に相当する額は、昭和三十年度において、たゞこの専充特別地方配付金として、新法第十号)第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」という)に対して譲与するものとする。

4 昭和三十年度に限り、新法第十二条第一項の表市町村の項中「一 消防費 人口 一人につき 一六五五二」とあるのは、「一 警察消防費 人口 一人につき 一六五五二」と読み替えるものとする。

警察職員数 一人につき 九一、七五〇〇〇
人口 一人につき 一六五五二

5 昭和三十年度に限り、新法第十二条第一項の表中第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の職員数

とあるのは、一 警察職員数

とあるのは、
第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の職員数

十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県又は当該市の警察職員数

十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県又は当該市の警察職員数

と読み替えるものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

（譲与時期ごとに譲与すべき額）

2 前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、当該道路の幅員による道路の種別、自動車一台当たりの道路の延長その他の事情を参考して、総理府令で定めるところにより、補正することができることとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

（譲与時期ごとに譲与すべき額）

した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少することを免除了した日以後に到来することを免除了した日以後に到来する。

(地方道路譲与税の使途)

第六条 都道府県及び指定市は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額と道路に関する費用に充てなければならぬ。

附則

(施行期日等)

2 昭和三十一年度に限り、第三条第

一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を四月から七月までの間に

収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額」と読み替えるものとする。

(揮発油譲与税の決定額に誤りがある場合の措置)

3 昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律(昭和二十九年法律第百九号)の規定による揮発油の不足を補う場合及び水害にかかる災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案外二件

譲与税の決定額について、その算定に錯誤があつたため、これを増

加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、これを地方道路譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、第五条の規定を適用するものとする。

4 昭和二十九年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額が揮発油譲与税の総額として昭和二十九年度の予算に定められた額をこえる場合においては、その超過額に相当する額(以下本項において「超過額」という。)は、昭和二十九年度における揮発油譲与税に関する法律第七条の規定にかかると、昭和三十年度又は昭和三十一年度において当該超過額にかかる予算が成立した日以後最初に到来する第三条第一項に規定する譲与税の額に加算して譲与するものとする。

(自治府設置法の一部改正)

5 自治府設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の二の次に次の二号を加える。

6 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関する事項

三十三の四 地方道路譲与税の収入額を記載すること。

7 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第二百八十八号)第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」とい

与税の譲与税額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「及び入場

与税」を「入場譲与税及び地方道

路譲与税」に改める。

第十三条第九号中「入場譲与税法」を「入場譲与税法(昭和二十九年法律第二百二号)、地方道路譲与税法(昭和三十年法律第二百二号)」に改め、同号同条第十一号とし、同

第八号の次に次の二号を加え

九 地方道路譲与税の収入額の見積に關すること。

十 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

四 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関する事項

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

五 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関する事項

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

六 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

七 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

八 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

九 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十一 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十二 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十三 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十四 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十五 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十六 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十七 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十八 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

十九 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

二十 地方道路譲与税の譲与に關すること。

第十七条第四号の二の次に次の二号を加える。

額の算定方法について、経費の種類、測定単位、単位費用、市町村分の態容

除外対策等に通常要する費用で、当該

正に用いる種地区分等に若干の改正

べき額については、これを地方道

路譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、第五条の規定を

適用するものとする。

〔揮発油譲与税の追加賦課〕

昭和二十九年度における揮発油

税の収入額の三分の一に相当する

額が揮発油譲与税の総額として昭

和二十九年度の予算に定められた

額をこえる場合においては、その

超過額に相当する額(以下本項に

おいて「超過額」という。)は、昭和

二十九年度における揮発油譲与税

に関する法律にかかると、昭和三十一年度

もってその財源とすることができるこ

と、二、その被害地方公共団体は政令

に限り、地方財政法の地方債の制限に

かかる基準財政収入額の算定過大また

は算定過小と認められる額を増減する

ことができるものとすること。

三、昭和三十一年度に限り、各地方

団体に交付すべき交付税の額を算定する

場合においては、たばこ専売基金から

交付税及び譲与税配付金特別会計に納

付される三十億円を地方交付税の総額

に加えて算定するものとし、当該三十

億円はたばこ専売基金特別地方交付税

に付される三十億円を地方交付税の総額

に加えて

においてすみやかにこれが是正の措置をとられることを強く要望して、本案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました地

方道路譲与税法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、道路に関する費用に充てるため、地方道路税の収入額を都道府県及び五大市に譲与せんとするものでありまして、その内容の大体を申し上げますと、

一、地方道路譲与税の額は、地方道路税の収入額に相当する額とし、これを都道府県及び五大市に譲与すること。

二、譲与の基準としては、それぞれの都道府県及び五大市の区域内にある国道及び都道府県道の面積に按分して譲与するものとし、この場合、道路の面積については、幅員による道路の種別、自動車一台当たりの道路の延長等により、補正ができることがあります。

三、譲与の時期は、地方交付税及び入場譲与税の交付、または譲与時期と月の三回とし、それぞれ原則として前四ヶ月間に収納した地方道路税の収入額に相当する額を譲与すること。

四、都道府県及び五大市は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額を道路に

関する費用に充てなければならぬこと、等が主要点に相なっております。

なお本法案と密接な関係にありますところの地方道路税法案に対する衆議院の修正の結果、地方道路譲与税の額

は、政府原案によれば、平年度は九十

四億円が四十七億円に半減する見込みであります。ただし初年度たる本年度

見込額七十三億には影響がない計算に相なっております。

地方行政委員会におきましては、こ

れらの事情にかんがみ、七月二十八日大蔵、運輸、建設各委員会と連合委員会を開き、地方道路税法案の提案理由

について一萬田大蔵大臣より、地方道

路譲与税法案の提案理由について川島

國務大臣より、地方道路税法案の衆議院の修正点について内藤衆議院議員よ

り、それを説明を聞いた後、政府当

局及び衆議院側との間に質疑応答を重ね、さらに七月三十日地方行政委員会

において地方道路譲与税法案に対し慎重審査を行いましたが、その詳細については、速記録によってごらんを願い

○議長(河井彌八君) 次に、地方道路

譲与税法案、全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の

問題に供します。本案に賛成の諸君の

以上、両案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第五章 売買価格及び生産数量の制限(第五十一条)

第六章 石炭鉱業審議会(第六十一条)

第七章 雜則(第七十七条)

第八章 則則(第八十四条)

第九章 第十九条

附則

第一章 総則

第一条 (目的)

第二条 (定義)

第三条 (目的)

第四条 (目的)

第五条 (目的)

第六条 (目的)

第七条 (目的)

第八条 (目的)

第九条 (目的)

第十条 (目的)

第十一條 (目的)

第十二條 (目的)

第十三條 (目的)

第十四條 (目的)

第十五條 (目的)

第十六條 (目的)

第十七條 (目的)

第十八條 (目的)

第十九條 (目的)

第五章 売買価格及び生産数量の制限(第五十一条)

第六章 石炭鉱業審議会(第六十一条)

第七章 雜則(第七十七条)

第八章 則則(第八十四条)

第九章 第十九条

附則

第一章 総則

第一条 (目的)

第二条 (目的)

第三条 (目的)

第四条 (目的)

第五条 (目的)

第六条 (目的)

第七条 (目的)

第八条 (目的)

第九条 (目的)

第十条 (目的)

第十一條 (目的)

第十二條 (目的)

第十三條 (目的)

第十四條 (目的)

第十五條 (目的)

第十六條 (目的)

第十七條 (目的)

第十八條 (目的)

第十九條 (目的)

2 石炭鉱業合理化基本計画に定める事項は、次の通りとする。

- 一 昭和三十四年度における石炭の生産数量、生産能率、生産費その他の石炭鉱業の合理化の目標
- 二 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に関する事項
- 三 石炭鉱業整備事業団が買収する採掘権の基準並びにその買取により減少すべき石炭の生産数量その他の石炭鉱業の整備に関する事項
- 四 その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項

3 前項第三号の採掘権の基準は、石炭の品位及び生産能率をもつて定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
(石炭鉱業合理化実施計画)

4 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭鉱業合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第五条 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画の実施を図るため必要な石炭鉱業合理化実施計画を定めなければならぬ。

第六条 通商産業大臣は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第七条 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭鉱業合理化基本計画又は石炭

鉱業合理化実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第六条 政府は、石炭鉱業合理化実施計画に定める石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 石炭鉱業整備事業団

第一节 総則

(目的)

第七条 石炭鉱業整備事業団は、石炭鉱業の合理化のため、その整備に関する業務を行うことを目的とする。(法人格)

第八条 石炭鉱業整備事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第九条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を開くことができる。

(事業年度)

第十一条 事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(登記)

第十二条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(役員の職務及び権限)

第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任期及び任期)

第十六条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一端に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十八条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めると、又は理事長若しくは監事が職務上の義務違反その他の理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めると、又は理事に職務の一部を達成するため、次の業務を行なう。

3 採掘権の買取及び保有
4 鉱業施設の買取及び保有又は充渡

三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

四 買取した採掘権の鉱区に関する賃料の徴収

(役員等の地位)

第二十条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十一条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関する知得した秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(代理権の制限)

第二十二条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(役員の解任)

第十八条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めると、又は理事長若しくは監事が職務上の義務違反その他の理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めると、又は理事に職務の一部を達成するため、次の業務を行なう。

3 職員とみなす。

(業務)

第二十三条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一端に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第二十四条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

第二十五条 事業団は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

1 採掘権の買取及び保有
2 鉱業施設の買取及び保有又は充渡

三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

四 買取した採掘権の鉱区に関する賃料の徴収

五 納付金の徴収

六 前各号の業務に附帯する業務
七 前各号に掲げるもののほか、
第七条の目的を達成するため必
要な業務

2 事業団は、前項第七号に掲げる
業務を行おうとするときは、通商
産業大臣の認可を受けなければな
らない。

(業務の方法)

第二十六条 事業団は、業務開始の
際、業務の方法を定め、通商産業
大臣の認可を受けなければならな
い。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の業務の方には、次の事
項を定めておかなければならな
い。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

一 買収する採掘権及び鉱業施設
の評価の基準
二 買収代金の支払の時期及び方
法
三 採掘権又は鉱業施設の買收に
伴い解雇された鉱山労働者に対
する金銭の支払の時期及び方法
四 納付金の徴収の時期及び方法
五 買収した鉱業施設の充渡の方
法

3 通商産業大臣は、第一項の認可
をしようとするときは、石炭鉱業
審議会の意見をきかなければなら
ない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可
をしたときは、速滞なく、その旨
を告示しなければならない。

(事業計画)
第二十七条 事業団は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の事業計
画を作成し、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。これを
変更しようとするときは、同様と
する。

画を作成し、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。これを
変更しようとするときは、同様と
する。

(收支予算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の收支予
算を作成し、通商産業大臣の承認
を受けなければならない。これを
変更しようとするときは、同様と
する。

第三十条 事業団は、毎事業年度
経過後三月以内に、財産目録、貸
借対照表及び損益計算書を作成
し、通商産業大臣の承認を受けな
ければならない。

(事業報告書)

第三十一条 事業団は、毎事業年度
過後三月以内に、事業報告書を作
成し、通商産業大臣に提出しなけ
ればならない。

第三十二条 事業団は、毎事業年度
過後三月以内に、事業報告書を作
成し、通商産業大臣に提出しなけ
ればならない。

第三十三条 事業団は、その買収し
た採掘権の鉱区又はその買収した
鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に
おける石炭の掘採及びこれに附属
する選炭その他の業務にその買収
の日前三月以上引き続き從事して
いた鉱山労働者であつて、その買
収の日後二月以内に解雇されたも
のに対し、労働基準法(昭和二十
二年法律第四十九号)第十二条の
平均賃金の三十日分に相当する金
額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務
は、二年を経過したときは、時効
により消滅する。

(賃金債務の代位弁済)

第三十四条 事業団は、民法第四百
七十四条第一項ただし書及び第二
項の規定にかかるわらず、その買
収した採掘権の鉱区又はその買収
した鉱業施設の租鉱区における石
炭の品位及び生産能率が石炭鉱
業合理化基本計画に定める事業
団が買収する採掘権の基準に適
合すること。

3 通商産業大臣は、第一項の認可
をしようとするときは、石炭鉱業
審議会の意見をきかなければなら
ない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可
をしたときは、速滞なく、その旨
を告示しなければならない。

(事業計画)
第二十七条 事業団は、毎事業年度
開始前に、その事業年度の事業計
画を作成し、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。これを
変更しようとするときは、同様と
する。

第三十二条 事業団が買収すること
ができる採掘権の鉱業施設は、
事業団が買収する採掘権に係るも
のでなければならない。

第三十五条 事業団は、その買収し
た採掘権の鉱区に関する鉱害の賠
償に要する費用にあてるため、通
商産業大臣の認可を受けた方法に
依り、積立をしなければならな
い。

6 通商産業大臣は、第一項の金額を
定めたときは、遅滞なく、これを
告示しなければならない。

(資金の借入)

第三十七条 事業団は、資金の借入
をしようとするときは、通商産業
大臣の認可を受けなければならない。

(強制徴収)

第三十八条 事業団は、第三十六条
第一項に規定する納付義務者が納
期限までに同項の納付金を納付し
ないときは、期限を指定して、こ
れを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督
促をするときは、納付義務者に対
し、督促状を発する。この場合にお
いて、督促状により指定すべき期
限は、督促状を発する日から起算
して十日以上経過した日でなけれ
ばならない。

3 政令で定める金融機関に対し借
入金の債務を有している採掘権者
又は租鉱権者についての納付金の
額は、前項の規定にかかるわらず、
同項の規定による額に、その借入
金の額に千分の三十五以内におい
て政令で定める割合を乗じて得た
額を加えた額とする。

4 前項に規定するもののはか、同
項に規定する者についての納付金
の額の算定に關し必要な事項は、
政令で定める。

2 市町村が前項の請求を受けた日
から一月以内にその処分に着手せ
ず、又は三月以内にこれを終了し
ないときは、事業団は、地方税の
滞納処分の例により、通商産業大
臣に

第三十六条 採掘権者又は租鉱権者
は、事業団の業務に必要な費用に
あてるため、毎年事業団に納付金
を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の數
量一トンにつき二十円以内におい
て通商産業大臣が定める金額にそ
の採掘権者又は租鉱権者が前年中
に掘採した石炭の数量を乗じて得
た額とする。

3 政令で定める金融機関に対し借
入金の債務を有している採掘権者
又は租鉱権者についての納付金の
額は、前項の規定にかかるわらず、
同項の規定による額に、その借入
金の額に千分の三十五以内におい
て政令で定める割合を乗じて得た
額を加えた額とする。

2 事業団は、前項の規定によ
る督促を受けた者がその指定の期
限までに納付金及び次条の延滞金
を納付しないときは、市町村(特
別区のある地においては、特別
区。以下同じ)は、事業団の請求
により、地方税の滞納処分の例に
より、これを処分する。この場合
は、事業団は、その徴収金額の百
分の四を市町村に交付しなければ
ならない。

3 事業団は、その徴収金額の百
分の四を市町村に交付しなければ
ならない。

2 市町村が前項の請求を受けた日
から一月以内にその処分に着手せ
ず、又は三月以内にこれを終了し
ないときは、事業団は、地方税の
滞納処分の例により、通商産業大
臣に

(鉱業権等の取消等)

第五十六条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第五十四条の許可を受けないで坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、

より同条の規定により定めた石炭産業省令で定める方法により

その坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用すべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

2 鉱業法第四十条(命令の手続)の規定は、前項の規定による取消に準用する。

(鉱業法の適用除外)

第五十七条 この法律の施行の日から三年間は、鉱業法第六十二条及び第八十六条(事業着手の義務)の規定は、鉱業権者及び租鉱権者については、適用しない。

第五章 販売価格及び生産数

(販売価格の標準額)

第五十八条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業審議会の意見をきき、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を参考して、鉱業権者又は租鉱権者の石炭の販売価格の標準額を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定に依り石炭の販売価格を標準額を定めなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は経済事情の著しい変示しなければならない。

動のため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、前条第一項の規定により定めた石炭の販売価格の標準額(以下「標準価」という。)を変更しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(販売価格の引下の勧告)

第六十条 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者の石炭の販売価格が標準価を著しくこえると認めるとときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

第六十一条 通商産業大臣は、販売業者の石炭の販売価格が標準価に適正な利潤及び諸負の額を加えた額を著しくこえると認めるときには、その販売業者に対し、販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による勧告をした場合に準用する。

(生産数量の制限に関する指示)

第六十二条 通商産業大臣は、石炭の需給が著しく均衡を失した場合において、石炭の販売価格が標準価を著しく下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき

は、鉱業権者又は租鉱権者に対する行為を規制する共同行為の内容を定めて、告示により行う。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(販売価格の制限に関する指示)

第六十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基づく生産数量の制限に係る共同行為の内容をもつてしては同項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、共同行為をすべきことを指示するとともに、販売価格の制限に係る共同行為をすべきことを指示する。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び販売価格の最低額その他の共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の期間及び内容)

第六十四条 第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内とする。

2 第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

い。一 第六十二条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 公正取引委員会との関係

第六十五条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をしてようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六十五条の規定による処分をしたとき、又は

規定による届出を受けるときは、会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(指標の変更等)

第六十六条 第六十五条の規定による届出を受理したときは、運営なく、その旨

項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第六十七条 石炭鉱業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣に属する重要な事項を調査審議する。

(設置)

第六十九条 通商産業省に、石炭鉱業審議会を置く。

(権限)

第七十条 石炭鉱業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣に属する重要な事項を調査審議する。

(組織)

第七十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十二条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉱業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第七十三条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

(勤務)

第七十四条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七十五条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

九二〇

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第七十六条 この章に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七章 雜則

(坑口に関する届出)

第七十七条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務又は経理に関する勧告)

第七十八条 通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化のため特に必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する勧告をすることができる。

第七十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、その業務若しくは経理の状況に関する報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他取引の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者若しくは租

場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せることができる。

第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立)

第八十一条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第八十二条 通商産業大臣は、異議の申立を受けたときは、異議の申立を受理したとされ、異議の申立をした者に対し、相当な期間ををおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反した者

二 第四十二条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

三 聽聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事実について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

第八十四条 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで、坑口の開設の工事をした者は、

第五十五条の規定による登録税法の改正による

第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 設立委員は、設立の準備を

完了したときは、その事務を附則を命じて、事業団の設立に關する事務を處理させる。

第七条 第二十二条の規定による

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二 第二十五条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条又は第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第八十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八十二条の規定による罰金に処する。

五 第八十三条の規定による罰金に処する。

六 第八十四条の規定による罰金に処する。

七 第八十五条の規定による罰金に処する。

八 第八十六条の規定による罰金に処する。

九 第八十七条の規定による罰金に処する。

十 第八十八条の規定による罰金に処する。

十一 第八十九条の規定による罰金に処する。

十二 第九十条の規定による罰金に処する。

十三 第九十二条の規定による罰金に処する。

十四 第九十三条の規定による罰金に処する。

十五 第九十四条の規定による罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定によることによつて成立する。

報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(坑口に関する届出)

第三条 この法律の施行の際に坑口を有し、又は坑口の開設の工事をしている鉱業権者又は租鉱権者

は、この法律の施行の日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(罰則)

第十条 附則第三条の規定による罰金をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十四条 通商産業大臣は、第十六条第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 設立委員は、設立の準備を

完了したときは、その事務を附則を命じて、事業団の設立に關する

事務を處理させる。

第七条 第二十二条の規定による

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二 第二十五条第一項に規定する

第七条 附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第九条 事業団の設立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算について、第二十七条及び第二十八条の規定中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

第十四条 通商産業大臣は、前条の規定による登録税法の改正による

第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 設立委員は、設立の準備を

完了したときは、その事務を附則を命じて、事業団の設立に關する

事務を處理させる。

第七条 第二十二条の規定による

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

六 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

七 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

八 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

九 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十一 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十五 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十六 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十七 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十八 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

十九 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十一 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十五 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十六 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十七 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十八 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

二十九 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十一 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十五 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十六 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十七 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十八 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

三十九 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十一 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十五 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十六 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十七 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十八 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

四十九 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五十 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五十一 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五十二 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五十三 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

五十四 第二十五条第一項に規定する

政令に違反して登記することを

怠つたとき。

(緊要な用途に対する重油の確保措置)

第六条 通商産業大臣は、緊要な用途に対する重油の供給を確保するため特に必要があると認めるときは、重油の生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、重油の出荷又は販売価格に關し必要な指示をすることができる。

(審議会)

第七条 通商産業省に、重油ボイラーや規制審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、通商産業大臣が第一条若しくは第三条の通商産業省令を制定し、第四条に規定する委員会を置き、又は第六条に規定する措置を採るうとする場合において、通商産業大臣の諮問に応する。

3 審議会の委員は、重油に関する半業者学者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前三項に規定するものほか、審議会の組織、運営及び運営に関する事項その他審議会に関する必要な事項は、政令で定める。

(報告)

第七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、重油ボイラーや設置している者又は重油の生産業者、輸入業者若しくは販売業者から報告を徴することができる。

(罰則)

第九条 第二条又は第三条の規定に違反した者は、十万元以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十五年以内に廃止するものとする。

3 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項中「第七条の八」の下に「第七条の十二第一項」を加える。

第五条の六第一項中「第七条の九」の下に「第七条の十二第二項」を加える。

第七条の十一の次に次の一条を加える。

第七条の十二 青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーや設置の制限等に関する臨時措置に関する法律第四条の規定による指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日までに、重油ボイラーや(同法第二条に規定する重油ボイラーや)を重油ボイラーや(以下本条において同じ)。重油ボイラーや(以下本条に於けるところは、政府が引き下げの勧告を本議場において政府から説明がありましたことは御承知の通りであります。本法案の骨子は、大要次の通りであります。

第一、石炭鉱業の長期合理化について年度別の実施計画を立て、それに必要な資金を確保すること。

第二、縫坑開発を中心として合理化を進めるとともに、坑口開設について

第三、石炭鉱業の長期合理化について年度別の実施計画を立て、それに必要な資金を確保すること。

第四、標準価格制度を設定し、石炭採掘業者の販売価格がこれを大きく上回るときは、政府が引き下げの勧告をすること。

第五、炭況の悪化した場合は、生産数量と販売価格を制限する規定を設けたこと。

第六、通商産業省に石炭鉱業審議会を設け、合理化計画、標準炭価の設定等、本法実施のための重要な事項についての諮問機関としたることなどさいます。

第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第八条 第二条又は第三条の規定に違反した者は、十万元以下の罰金に処する。

第九条 第二条又は第三条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

青色申告書を提出する法人

が、前項に規定する指定に差し

て、昭和三十三年三月三十一日

書又は同法第二十三条の規定に

申告書

を科する。

21 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

22 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

23 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

24 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

25 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

26 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

27 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

28 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

29 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

30 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

31 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

32 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

33 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

34 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

35 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

36 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

37 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

38 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

39 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

40 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

41 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

42 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

43 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

44 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

45 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

46 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

47 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

48 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

49 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

50 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

51 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

52 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

53 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

54 条までに規定する事項

を記載したものに同項の規定に

より損金に算入される金額の損

金算入に関する申告の記載があ

る場合に限り、これを適用す

る。

質疑応答のおもなる点、問題になり

ました点を申し上げますと、本法案と

エネルギー

二、政府は、本法の実施により生ずる離職者に対し職業補導、就職斡旋等を行うとともに、特に所要の予算措置を講じて失業対策に遺憾なき期すること。

三、政府は、本法実施に必要な資金の確保に努めるとともに、石炭企業の過大借入の現状の是正並びに租税負担の軽減等企業経営の改善につとめること。

四、政府は、都市ガス、火力発電、石炭化学の振興等石炭需要の喚起につとめるとともに、必要な資金の融通等適切な措置を講ずること。

五、政府は、炭鉱の買上にあたっては、租鉱権者の鉱業施設の充渡を円滑ならしめるよう斡旋指導を行うこと。

六、政府は、本法施行に伴い生ずる地元市町村の税収減および失業対策費等の増大に対し適当な措置を講ずること。

七、政府は、炭鉱の買取代金が闊支払われるよう指導すること。

八、政府は、炭鉱の整理にあたっては、買取した鉱区の鉱害の処理に遺憾なきを期すること。

次いで上條委員より、「本法案実施に際しての失業対策、貯炭処理に対し完全なる政策がなく、また炭価引き下げも結局は労働強化によるものであると

の見地から、反対である」との反対意見の陳述があり、さらに山川委員から「本法案はさわめて不備であるが、一応わが国石炭鉱業の現状からかかる措置をとることもやむを得ないので賛成する」という賛成意見の開陳がありました。

以上をもつて討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

さらに、古池委員提出の付帯決議案も、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案について申し上げます。

最近、石油はその需要が非常に急激に増大いたしまして、わが国のエネルギー資源である石炭、電力の消費分野に著しく深い込みまして、エネルギーの消費構成に非常な変化をもたらしたのでありますので、政府は、いわゆる総合エネルギー対策の一環といしまして、今回この法案を提案されたのであります。

第一点は、法第六条の、緊急な用途に使用する重油の確保をかるため、通商産業大臣は、生産業者、販売業者等に対し、重油の出荷または販売価格の改定、使用の停止、減量等を指示できる点等であります。

第二点は、法第六条の、緊急な用途に使用する重油の確保をかるため、通商産業大臣は、生産業者、販売業者等に対し、重油の出荷または販売価格の改定、使用の停止、減量等を指示できる点等であります。

この法案の内容を申し上げますと、

第一点は、通商産業大臣は、重油の使用を不可欠とする特殊な場合を除き、今後重油ボイラーへの改造を制限することとしたことであります。また既設の重油ボイラーにつきましても、重油の使

用を抑制するため、重油の使用量を減少し、または重油ボイラー以外のボイラに改造すべきことを指示し得るよう規定を設け、その場合必要とする資金については、政府はその確保に努力することにしたのであります。

第二点は、通商産業大臣は、重油使用を不可欠とする緊急な用途に対する重油の供給を確保するために、重油の生産業者、輸入業者、販売業者等に対し、重油の出荷または販売価格に対し必要な指示をできるようにしておられます。

本法案は、衆議院において修正が加えられました。その修正の内容を申し上げますと、第一点は、第四条でありまして、通商産業大臣が重油ボイラーの改定、使用の停止、減量等を指示できる点等であります。

本法案は、衆議院において修正されたため、通商産業大臣の権限が大幅に制限を受けまして、結果して所期の目的を達成することができることかどうかといふ点、また重油関税の実施とあわせ、油の行政指導は複雑多岐にわたり、政府の行政指導が円滑に行われるかどうか、また今度新設されるようになつた審議会の組織、運営の方針、性格についての点であります。

次いで古池委員提出の付帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもつて本委員会の決議とすることに決まりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) 次いで河井彌八君の石炭鉱業合理化臨時措置法案に対する討論の通告がございました。順次発言を許します。阿具根登君。

○阿具根登君登壇、拍手
私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、石炭鉱業合理化臨時措置法案に対し討論の通告がございました。順次発言を許します。阿具根登君。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、石炭鉱業合理化臨時措置法案に対し、反対の意思を表明するものであります。
まず、かかる法案を出さねばならないくなつた原因は何かということになりますが、政府の無計画なエネルギー対策をあげねばならないと思います。昭和二十七年人口一人当たりエネルギー消費量一・一八トン、昭和二十八年一・二〇トン、二十九年一・一九トンとなつて

おりますが、一人当りの消費量はほとんど変らないのです。それにもかかわらず、朝鮮動乱後の不況がようやく石炭企業に及ぼさんとした昭和二十七年より政府は重油転換の指導をしたのであります。鉱工業だけの重油の輸入状況をみましても、昭和二十六年九月十四万九千キロリットルにすぎなかつたのが、二十七年百七十七万九千キロリットル、二十八年三百五十三万六千キロリットルと、実に四倍近くの輸入増となつたのであります。このことは、委員会における質問においても通産大臣は見通しの誤まりであつたと、はつきり政府の非を認めておるのでござります。先ほど申しましたように一人当たりのエネルギーの変化がないのに、一方をふやせば一方が犠牲になることは当然であります。あるときは石炭企業に多額の融資をして業者を最高所得者となし、今まで無税の重油を奨励して、石油業者をして最高所得者となしつつあるのです。本国会におきまして、ようやく関税復活はみましたが、それも縮小修正されたものであり、諸外国に比してまことに僅少であることは御承知の通りであります。

なお、ただいま重油ボイラー制限法案も議題になつておりますが、しづれをみても無計画な政府の犠牲になつたのは労働者であり、中小企業者であります。特に石炭鉱業においては、昭和二十八年と二十九年のわずか二カ年間に炭鉱

の数は八百四十四鉢から六百六十八鉢となり、炭鉱の労働者の数は三十六万八千人から二十七万八千人と激減しましたに投げ出され、さらに賃金逕欠配のため最も愛妻の妻を売らねばならなくなつたことすら新聞は報じておるのです。かかる労働者を救うためにも、日本産業の自立のためにも、外国資本につながる重油に対し適切なる処置をとり、日本の産業を守らなければならぬのであります。石油精製業界の約半数の株は外國資本に握られ、日本の今後政府はいかんともなれど、これができます。この法案となつて現われたのであります。私はかかる考え方について、以下七点について反対の理由を申し述べます。

に就労させることができぬと思うのであります。まして佐賀、長崎、山口、常磐等、何ら具体的対策もなく、わずか一ヵ月分の手当をもってちまたに投げ出されるのであります。失業者の対策は何ら見るべきものもなく、この裏づけとなるべき予算すら計上されていないのであります。私はかかる事では了承できないのであります。

第二点には、政府は需給調整に関する調査をして何らの責任ある措置を講じていただきたいことあります。今日の過剰貯炭を来なし、石炭の危機を招來した原因の一は、電力用炭の消費計画のそごによるものであります。二二二一、三年来の豊水は電力用炭の消費を減少せり。一方は、電力会社をして百数十億円の湯澤炭準備金を積み立てさせてあります。今、水玉火災の電力におきましては、豊濱水一割の上下は、石炭消費年を平水年より二百数十万トン上下せず。その負担を全部今日の脆弱な石炭企業に負わすことは、きわめて酷でありますと言わざるを得ないのであります。石炭の生産は彈力性の乏しいものであります。制度的救済を考える必要があるのに、何ら対策が講じられないことはまことに遺憾であります。

第三点は、租鉱権についてであります。本法案によれば、租鉱権者の施設は、租鉱権にかかる鉱業権の買収の際買上げるとしているのであります。が、租鉱権そのものは鉱業法の関連から買上げはできないとしているのであります。非能率炭鉱の大部分は租鉱権の炭鉱であり、買上げを真に希望するものが租鉱権者であります。しかし政府は、既存法律をたてにとつて、当該鉱業権者から租鉱権の設定している鉱区を分離独立して買上げの申請をした場合のみ法を適用するとしているのであります。そこに租鉱権と鉱業権との間に血みどろな紛糾が惹起するであろうことは、火を見るよりも明らかであります。これこそ、中小炭鉱を救済するといふ政府の言が、羊頭を掲げて狗肉を充るものであることを立証するものであります。

第四に、労資の関係についてであります。本法案によりますと、石炭産業に従事する労働者は五年後には二十二万多名となります。が、本年三月の賃金が年計画によりますと、国民所得は二十九年を一〇〇と見て、六年後一一四・九に上つてゐるのであります。他産業よりきわめて劣悪な労働条件下に生命をかけて働いてゐる炭鉱労働者の賃金を、他産業の労働者の賃金が上つてゐないということで、労働者が喜ん

で働くでしょうか。石炭の高いのは労務費が高いからという一部の人の声もありますが、諸外国に例をとつて見ますと、石炭一トンに占める労務費はアメリカが六五・三%，英國が六六・七%，ルールが五三・三%であり、日本は五〇%に満たないのであります。これでどうして労務費が高いと言えますか。

なお、本法案のねらいである炭価の二割乃至三割値下げのために、資材面も相当切り下げる考え方られておりますが、御存じのようにきわめて危険な坑内労働は、月に数十名の死傷者を出しておるのであります。これ以上資材費等を切り詰めるとすれば、坑内の保安は保たれないと思うのであります。かかることでは労働者の協力はどうい得られるものでなく、政府の考え方は空論に終つてしまふと思うのであります。

第五に、買い上げ代金はほとんど金融機関に吸収せられ、國連産業の未払金並びに労働者の退職手当には充当されないのであろうと懸念されるのであります。炭鉱が買い上げられるとすれば、まず抵当権者である銀行が取り、次に公租公課、社会保険等々が差しわけられ、関連産業の中、小企業者並びに労働者の手に渡るのはまことに申しわけ的なものとなります。これでは銀行の救済策と言われても仕方がないと思ふのであります。

第六十一条 井戸本太第であります。炭鉱は御承知の通り最初から町のまん中にできたものでなく、そのほとんどが山間僻地に開口され、その炭鉱を中心として町が作られてきたものであります。とすれば、炭鉱が買い上げられるとすれば、その町全体が失業者となり、いわゆる町ぐるみの失業となりますが、これに対する自治府の対策は何ら見るべきものがないのであります。

第七に、三百に上る炭鉱を買い上げて、残った炭鉱で五年後には四千九百萬トンの出炭をしなければならないのです。ありますが、そのためには六十八本の縫坑を開いた炭鉱は、一ヶ月個人能率一二・五トンのものが一挙に一九・一トンとなり、さらに縫坑を開くことのできない非該当炭鉱は、現在一ヶ月の能率八トン乃至十トンの中小炭鉱であります。これが何と能率十七七トンと、二倍出されねばならないのございますが、私はこれは坑内の実情を知っている人が作ったとは思えないのです。中小炭鉱のどこをどれだけ機械化すればかかる数字になるか、政府の答弁は全く納得の行くものではなく、昔の十二時間坑内で就業していた當時を夢みているようなものであり、全く私の了解できないことがあります。こそそこ机上の空論であります。

以上七項目の反対理由を申し上げましたが、結論といたしましては、政府がかかる無謀なる法案を出さなければ

ならなくなつたということは、わが国
の石炭産業が私企業の限界にきて
ることを裏書きするものでありますし、
かかる首切り法案でなく、需要拡大に
よる抜本的な政策を要求し、反対討論
にかかるものであります。

深刻の度を増すばかりであります。今日においても依然として好軒の徵候を認めることができます。このままに放置すれば、わが國石炭鉱業は水力電気とともに、わが國エネルギーの最高峰でありまして、このエネルギーの上にわが國の主要産業が立つておる次第でありますから、これが危急を感し、将来的の安定をはかけることは、何人も異論のないところでありますと存するものであります。石炭鉱業が今日このよくな窮境に追い込まれた原因につきましては、その一端を申し述べれば、戦争中はもちろん、戦後も政府の要望によつたえて、膨大なる借金をしながら非能率的な増産を余儀なくされ、今日その負担に耐えないと、一つとも一つの原因であります。またわが国は、坑道が長く深部に進んでおります等の自然的原因、また過去の政治的の失敗等の諸原因によるものがありまして、坑道が長く深部に進んでおります等の自然的原因、また過去の政治的の失敗等の諸原因によるものがあります。ついで、外国石炭あるいは輸入重油の圧迫による結果、かくのことき悲境貸し倒れその他によりまして、産炭地一帯の経済、社会の不安は日を追うて深刻の度を増すばかりであります。今

に立ち至っているのであります。才もありませぬわち、わが国の石炭が外国エネルギーに比して著しく割高であるのであります。従いまして、これらの悪条件を克服するためには、この際抜本的合理化策を講じ、これによつて炭価を下げ、重油及び外国炭に対抗し得るようにしたいというのが本法案のねらいであります。その方策の一端として、下記の機械等によりまして、資材、人件費の節約を行い、他方、また非能率的、能率的操業を行わしめんとするものであります。

第二点、標準炭価制度について、われわれが立法と同時におそれどころは、官僚の権力乱用であります。本案における標準炭価制定及び標準炭価引き下げの勧告の権限を乱用し、私企業に不当の干渉をするがごとき意図があつてはならないであります。かかる考え方は断じて許されないことで、石炭鉱業合理化に伴い、多額の国家資本を投入し、これが法的措置によつて斯業の繁栄と長期の安定をはかる意義を深く考慮し、炭価の引き下げと相待つてあんばいよろしきを得ることが眼目であつて、勧告の権限を乱用し、一方に偏向あるいは逸脱することは許されないと思つのであります。すなわち、私企業の自立性を十分に尊重して、彼らの創意工夫を十分に發揮せしめることが肝要であると存するものであります。従いまして炭価引き下げの勧告をなすに当つては、品質、形状、用途等による市価の格差を、慎重かつ彈力性ある考慮を払い、いやしくも本法の本旨に背馳するがごときことのないように要望いたします。

収の困難が予想せらるるので、これが調整について一段の努力を傾注せられることを要望いたします。

第四点、本法案においては、石炭将来的の需要拡大には、ほとんど的確な見透しも方策もなく、すこぶる明瞭を欠いていると考えるのであります。計画の最終年度昭和三十四年度において四千九百万トンの需給のバランスをとると説明されておるのみであります。政府は総合エネルギーの計画によつて厳密な検討を加えて、積極的の施策と視野の上に立つて、石炭需要の拡大均衡をはかるべきであります。ただ單に炭価を引き下げれば需要が増加するといふような、安易にして無責任な楽観的希望に信頼することはできません。政府はこの際石炭化学の振興、都市ガス事業の普及、火力発電所の拡充、製塩その他石炭を必要とする事業の振興等、一連の施策を炭価の引き下げと並行して、積極的に打ち出すべきであるうと要望するものであります。

その他金融、新技术、機械等、これに関連する諸問題に対しても、政府は格段の努力と熱意を傾倒すべきことを要請して賛成するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより同案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

追加して、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事重盛壽治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十一年七月十九日
參議院議長河井彌八殿 益谷 秀次

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

第一条 旧軍人軍属たる戦傷病者(恩給法(大正十二年法律第四十八号)又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の規定による増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を支給された又は支給されている旧軍人、旧軍人及び旧軍属であつて現にその運賃相当額は国がこれを負担しようとす

定めるところに該当するものをい

う。)及び政令で定めるその介護者は、日本国有鉄道の鉄道及び連絡船に、運賃を支払うことなく乗車又は乗船することができる。

2 前項の乗車又は乗船の回数、等級、区間その他の必要な事項は、政令で定める。

第二条 国は、前条の規定による取扱に伴う鉄道及び連絡船の運賃に相当する金額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔重盛壽治君登壇 拍手〕

○重盛壽治君 ただいま上程されました戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

旧軍人軍属たる戦傷病者の国鉄無賃乗車の制度は、戦前ありましたが、昭和二十三年八月に廃止され、現在に至っております。この法律案は、旧制度を戦後の事態に即応し、社会保障の一環としてこれを復活しようとするものであります。この法律案は、旧制度を戦後の事態に即応し、社会保障の実行することに異存はなく、また財源の関係については政府部内において検討を加えるとのことでありました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長鶴森順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

次に委員会における審議の経過を申上げます。この法案に対する運輸大臣の意見をだしましたところ、運輸大臣より「この法案の主旨には賛成ですが、この運賃相当額を国鉄の負担とすることについては、国鉄は企業体として独立採算制を強く要望されており、現在の国鉄の経営状態からみると、改良費にすら事欠いておるので、国鉄の負担でこれをなすべきとは要求しがたい」とのことでした。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長鶴森順造君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長鶴森順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十一年七月二十九日

參議院議長河井彌八殿 益谷 秀次

質疑を終り、討論に入りましたところ、討論省略の動議が提出され、直ちに採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長鶴森順造君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長鶴森順造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十一年七月二十九日

參議院議長河井彌八殿 益谷 秀次

日本学校給食会法案
日本学校給食会法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 役員及び職員(第九条—第十四条)
第三章 評議員会(第十五条—第十七条)

第四章 業務(第十八条—第二十一条)
第五章 会計(第二十二条—第二十五条)

第六章 監督及び助成(第二十六条—第三十二条)
第七章 雜則(第三十三条)
第八章 罰則(第三十四条—第三十六条)

附則 第一章 総則

(目的) 第二章 役員

第三章 職員

第四章 事務所の所在地

第五章 役員に關する事項

第六章 業務及びその執行に關する事項

第七章 資産に關する事項

第八章 会計に關する事項

第九章 その他給食会の業務に關する事項

第十章 附則

2 給食会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第五条 給食会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に關する事項

五 評議員会及び評議員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 資産に關する事項

八 会計に關する事項

九 その他給食会の業務に關する事項

第十章 附則

及び第五十四条の規定は、給食会に適用する。

(役員)

第二章 役員及び職員

(役員の職務)

第十一条 理事長は、給食会を代表し、その業務を總理する。

第十二条 理事長は、給食会に役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事一人を置く。

第十三条 理事長は、給食会を代表し、その業務を總理する。

第十四条 給食会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する

2 理事は、定款で定めるところにより、給食会を代表し、理事長を補佐して給食会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその業務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、給食会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第六条 給食会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第二条 この法律において「学校給食会」といふ者は、法人とする。

(定義)

第三条 この法律において「学校給食会」とは、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食会をいう。

2 この法律において「学校給食用物資」とは、学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「学校給食用物資」とは、学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。

(民法の準用)

第七条 給食会でない者は、日本学

校給食会といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(兼職の禁止)

第三条 理事長及び理事は、他の職業に從事してはならない。ただし、文部大臣がこれらの役員とし

ての職務の執行に支障がないもの

指定期間を置いてはならない。

(東京都に置く。)

第四条 給食会は、主たる事務所を

と認めて許可した場合は、この限りでない。

(評議員の地位)

第十五条 給食会に評議員会を置く。

(評議員会)

第十六条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならぬ。

2 評議員会は、十人以上十五人以内の評議員で組織する。

第十七条 給食会に評議員会を置く。

(評議員会の職務)

第十八条 給食会は、前項の業務の遂行に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けて、同項の業務に従事する業務を行なうことができ

る。

(学校給食用物資の供給の相手方の制限)

第十九条 給食会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

(学校給食用物資の充渡価格)

第二十条 給食会が、学校給食用物資を学校給食用として充り渡す場合における充渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、充渡し等に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、當利の目的の介入がないものでなければならない。

2 給食会は、前項の充渡価格について、文部大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

(業務方法書)

第二十一条 給食会は、業務方法書を定め、これに次の各号に掲げる

事項を記載しなければならない。

第四章 業務

(業務)

第十八条 給食会は、第一条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 学校給食用物資の買入れ、充渡しその他供給に關する業務

二 学校給食の普及充実に關する業務

三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

三十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二 学校給食用物資の輸入、保管、加工等に関する事項

三 学校給食の普及充実に関する事務の実施方法に関する事項

四 その他給食会の業務の執行に関する必要な事項

2 納食会は、業務方針書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章 会計

(事業年度)

第二十二条 納食会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

2 納食会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画、予算及び決算)

第二十三条 納食会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときは、同様とする。

2 納食会は、毎事業年度 財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の財務諸表及び決算報告書に、監事の意見をつけ、決算完了後一月以内に、これ

4 給食会は、第二項の規定による
文部大臣の承認を受けたときは、
逕済なく同項の財務諸表を官報に
公告し、かつ、各事務所に備えて
置かなければならぬ。
(借入金)

第二十四条 給食会は、文部大臣の
定める場合を除くほか、借入金を
するについては、文部大臣の認可
を受けなければならない。

(政令への委任)

第二十五条 前三条に規定するもの
のほか、業務上の余裕金の運用そ
の他給食会の会計について必要な
事項は、政令で定める。

第六章 監督及び助成

(監督)

第二十六条 給食会は、文部大臣が
監督する。
(監督命令)

第二十七条 文部大臣は、この法律
を施行するため必要があると認め
るとときは、給食会に対して、その
業務に関する、監督上必要な命令を
することができる。

(報告及び検査)

第二十八条 文部大臣は、必要があ
ると認めるときは、給食会に対し
て業務及び資産の状況に關し報告
をさせ、又は当該職員をして給食
会の事務所若しくは給食会が学校
給食用物資を保管する場所に立ち
入り、業務の状況若しくは帳簿等
類その他必要な物件を検査させる
ことができる。

2 前項の規定により職員が立入檢
査をする場合においては、その身

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(役員の解任)
第二十九条 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。
一 この法律、この法律に基く命令、第二十七条の規定に基づく文部大臣の監督上の命令又は定期に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることができないとき。その他の前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。
(農林大臣の同意)
第三十条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものに関して、第二十条第一項、第二十一条第二項、又は第二十三条第一項(事業計画に係る場合に限る)の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。
(農林大臣の権限)
第三十一条 農林大臣は、給食会に対しても、隨時、その業務及び資産の状況に關し、報告をさせることができる。

2 農林大臣は、必要があると認めるとときは、文部大臣に対して、第三十一条の規定に基く監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第三十二条 国は、予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することができる。

第七章 雜則

(政令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 給食会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、給食会の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、給食会に対しても同項の刑を科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をし給食会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して登記をするこを怠つたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三 第二十三条第四項の規定に基く反して、公告をすることを怠つたとき。

四 第二十七条の規定に基く文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第三十六条 第七条の規定に違反して、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

(給食会の設立)

2 文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、給食会成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画書並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 文部大臣は、業務方法書又は事業計画書に関して、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。

7 第五項の認可があつたときは、設立委員は、過滞なく、その事務を

決算委員長から、国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員長から、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の審査

について、それぞれ継続審査及び総統調査の要求書が提出されました。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

ただいま参考に報告させました通り、各委員長から、継続審査及び継続調査の要求書が提出されております。これより委員会の継続審査及び継続調査について採決をいたします。各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

休憩いたしました。
午後九時二十九分休憩
〔休憩後閉会に至らなかつた〕

○本日の会議に付した案件
一、原子兵器に関する緊急質問に対する國務大臣の補足答弁

一、畠地農業改良促進対策審議会委員の選挙

員の選挙

一、日程第一 優生保護法の一部を改正する法律案

一、日程第二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

一、日程第三 地方道路税法案

一、日程第四 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第五 運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第六 國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

一、日程第七 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

一、日程第八乃至第四十二の請願

一、日程第五十五乃至第七十三の請願

一、日程第七十四乃至第八十八の請願

一、日程第四十三乃至第五十四の請願

一、日程第八十九乃至第一百四十の請願

一、日程第一百四十一乃至第一百五十八の請願

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の補欠選挙

一、鉄道建設審議会委員の選挙

一、愛知用水公團法案

一、農地開発機械公團法案

一、北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案

一、母子福祉資金の貸付等に関する法律案

一、クリーニング業法の一部を改正する法律案

一、弁護士法の一部を改正する法律案

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案

一、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

一、地方交付税法の一部を改正する法律案

一、昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

議員	議長	副議長	河井彌八君	出席者は左の通り。
上林 忠次君	片柳 真吉君			
加賀山之雄君	梶原 茂嘉君			
柏木 康治君	飯島連次郎君			
井野 穎哉君	石黒 忠篤君			
山川 良一君	赤木 正雄君			
森田 義衛君	森 八三一君			
村上 義一君	宮城タマヨ君			
森口 三郎君	三木與吉郎君			
三浦 長雄君	前田 久吉君			
廣瀬 久忠君	早川 慶一君			
野田 俊作君	野本 品吉君			
中山 福藏君	豊田 雅孝君			
高橋 道男君	土田國太郎君			
高木 正夫君	杉山 昌作君			
佐藤 尚武君	島村 軍次君			
新谷寅三郎君	館 哲二君			
岸 良一君	河野 謙三君			
北勝太郎君	高瀬莊太郎君			
加藤 正人君	青山 正一君			
小幡 治和君	入交 太藏君			
	永岡 光治君			
	仁田 竹一君			
	岡田 信次君			
	小野 義夫君			

関根 久藏君	滝井治三郎君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君
西川弥平治君	石井 桂君
白井 勇君	川口篤之助君
吉田 萬次君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	高橋 衛君
谷口弥三郎君	宮本 邦彦君
長島 銀蔵君	安井 謙君
宮田 重文君	長谷山行毅君
横川 信夫君	大矢半次郎君
山村 幸作君	木内 四郎君
石村 幸作君	植竹 春彦君
松岡 平市君	劍木 亨弘君
大谷 螢洞君	一松 政二君
山本 米治君	西郷吉之助君
木村篤太郎君	左藤 義誼君
草葉 隆圓君	寺尾 豊君
郡 祐一君	中山 審彦君
中山 審彦君	小林 英三君
大野木秀次郎君	津島 寿一君
大野木秀次郎君	青木 一男君
大野木秀次郎君	島津 忠彦君
山本 紹勝君	雨森 常夫君
宮澤 喜一君	西岡 ハル君
横山 フク君	小澤久太郎君
重政 魔徳君	高橋進太郎君
深水 六郎君	藤野 繁雄君
加瀬 完君	加藤 武徳君
青山 正一君	入交 太藏君
入交 太藏君	永岡 光治君
松平 勇雄君	伊能繁次郎君
高橋進太郎君	川口篤之助君

昭和三十年七月三十日 参議院会議録第四十三号

九三一四

明治十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定額一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段三三一
郵便番號一五二